

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

(12 月 8 日)
(第 36 号)

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

第 36 号

○令和 3 年 12 月 8 日（水曜日）

議事日程（第36号）

令和 3 年 12 月 8 日（水） 午前 10 時開議

第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

第 2 議案第 173 号

〔委員会付託〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 県政に対する質問

日程第 2 議案第 173 号

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 51名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐 知 子
8	番	山 崎	博

9	番	中瀬古	初美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下野	幸助
12	番	田中	智也
13	番	藤根	正典
14	番	小島	智子
15	番	野村	保夫
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正弘
19	番	倉本	崇道
20	番	山内	里香
21	番	山本	稔尚
22	番	稲森	初男
23	番	濱井	真治
24	番	森野	衛
25	番	津村	熊野
26	番	杉本	宜三
27	番	藤田	昭義
28	番	稲垣	成生
29	番	石田	聡人
30	番	村林	正富
31	番	小部	孝栄
32	番	服川	豊
33	番	谷東	隆尚
34	番	長田	英介
35	番	奥野	
36	番		

37	番	今井	智広
38	番	北川	裕之
39	番	日沖	正信
40	番	舟橋	裕幸
41	番	三谷	哲央
42	番	中村	進一
43	番	津田	健児
44	番	中嶋	年規
45	番	青木	謙順
46	番	中森	博文
47	番	前野	和美
48	番	山本	教和
49	番	西場	信行
50	番	中川	正美
51	番	舘	直人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂	三雅	人
書記（事務局次長）	畑	中一	宝
書記（議事課長）	前	川幸	則
書記（企画法務課長）	小	野明	子
書記（議事課課長補佐兼班長）	佐	竹	宴
書記（議事課主幹兼係長）	林		良充
書記（議事課主幹）	櫻	井	彰

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見	勝之
副知事	廣田	恵子

副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	野 呂 幸 利
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	中 山 恵里子
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	山 口 武 美
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	中 尾 洋 一
環境生活部廃棄物対策局長	増 田 行 信
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	小見山 幸 弘
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	村 田 典 子

警察本部長 佐野 朋 毅

代表監査委員 伊藤 隆
監査委員事務局長 紀平 益 美

人事委員会委員 北岡 寛 之
人事委員会事務局長 山川 晴 久

選挙管理委員会委員長 中西 正 洋

労働委員会事務局長 中西 秀 行

午前10時0分開議

開 議

○議長（青木謙順） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（青木謙順） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。44番 中嶋年規議員。

〔44番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

○44番（中嶋年規） 自由民主党、志摩市選挙区選出の中嶋年規でございます。

初めて一見知事と議場で議論する機会をいただきましたこと、ありがとうございます。

まずは、知事にお礼を申し上げたいと思います。

昨日、第2回の太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク会議を来年の2月8日、9日と、志摩市を会場として開催していただくことを発表い

いただきました。

我々も民間レベルで、10月28日なんですけれども、パラオ共和国とオーストラリアとのオンラインでのやり取りをさせていただきまして、そのときには、廣田副知事からもメッセージをいただきました。

だけど、オンラインではなかなか難しい面がありまして、ぜひとも参加者が五感で感じ合うような、そういったリアルな会議をやっていただきたいなと思っていたところ、来年の2月8日、9日とやっていただけるということでございますので、ぜひ新型コロナウイルス感染症の影響なく無事に、盛大に開催されることを祈念するところでございます。

この太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク会議をきっかけに、やはり今回開催できなかった3年後の2024年の太平洋・島サミットの再誘致については、ぜひ取り組んでいただきたいと思うところでありますが、発言通告にはないんですけれども、昨日、鹿児島県の塩田知事が、鹿児島県としても3年後の2024年太平洋・島サミットの誘致に取り組んでいくという表明を県議会でされたというニュースが流れております。

改めて、三重県として、2024年の太平洋・島サミットの誘致にかける思いをお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 昨日、会見をさせていただきまして、また、同時に志摩市長のコメントも紹介されておりましたけど、2月の8日、9日ということで志摩市を舞台にしまして、第2回、これは、地方で開催するのは初めてなんですけど、第2回の太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク会議を開催するということで発表させていただいたところです。

残念ながら、今年の7月にPALM9、第9回太平洋・島サミットをやる予定だったんですけど、首脳が集まって。コロナ禍ということでリアルの開催ができなくて、ウェブでの開催になりました。

それで、今度は、議員の御指摘のように、リアルで実際に顔と顔を合わせて話をしたほうがいだろうということで、新型コロナウイルス感染症

が収まっていることが前提ではありますけれども、志摩市で会議を開くということにさせていただきました。

今回、首脳ではなくて大使であります、大使もその国を代表している人たちですので、しっかりと話をしていきたいと思えます。特に、私、海上保安庁とか海洋政策事務局で働いておりましたときに、太平洋島嶼国というのは非常に重要でございました。

特に、これから日本の世界の中での立ち位置を決めていくときに、重要な国が多いです。特にパラオなんかもそうですし、それからフィジーやラウルやパプアニューギニア、トンガ、重要な国が多いので、そこの人たちと交流を結ぶことは重要であります。

次回、PALM10、第10回太平洋・島サミットもぜひ海の県である三重県で開催をしたいと思っております。

中でも、パラオは環境関係で三重県が協力もしておりますので、そういったつながりもあるところでありますので、しっかりとした気持ちを持って次に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

[44番 中嶋年規議員登壇]

○44番（中嶋年規） すみません、発言通告もなく、突然の質問だったんですけれども、用意していたかのように流暢な答弁をいただきまして、ぜひとも2024年の太平洋・島サミットを三重県で、できれば志摩市での開催をしっかりと誘致をお願いしたいと思えますし、私どもも努力してまいりたいと思えます。

それでは、質問にまず入る前なんです、ちょっとパネルを御覧いただきたいんですけれども、（パネルを示す）これ、実は15年前になっちゃうんですが、野呂県政の1期目のときの3年間で、本会議場で議員から提案や提言させていただいた項目を私なりに260項目ピックアップしまして、それが、その後、議会で提案、提言してからのその後を執行部に確認させていただきました。

その結果なんですけれども、議会から提言、提案した中で、実現したも

のが29%、一部実現したものが39%と約7割近くそれを実現していただいております。

一方で、今後、実現の見通しが無いものが15%であったりとか、実現が困難なものが6%、検討・着手できないものが2%となっておりますけれども、野呂県政の1期目でもかなり議会の提案、提言についてはお答えいただいている。さらに鈴木県政においては、数字を取っていないんですけども、感覚的には実現率がさらに高まっているのではないかなと感じるところがあります。

次のパネルなんですけど、（パネルを示す）これはその知事等の執行部の答弁とその実現率の関係を見たところ、前向きに検討と答えていただいたときには75%が実現しておりました。何々を図りたい、何々をしたいというときは40%の実現率、何々をしていく、何々をしていますというときには38%、ほぼ同じでした。今後検討という場合は、実現している割合が28%、進展しているけど見通しが無いのが25%と、ちょっと半々ぐらいになってきています。

さらに、次のパネルですけれども、（パネルを示す）何々を努力するとか、何々に対応するというときは20%の実現率に下がっています。検討課題とお答えいただいた場合は、進展あるけれども見通しが無いのが3割、今後研究と言われたものについては43%、研究課題と答えられたものについては約4割が実現困難という、答弁と実現率の関係を、15年前ですけれども調べさせていただいたところがあります。

ぜひ一見県政におきましても、議会からの提案、提言には、聴政、聴いていただく政治のみならず、前向きな検討の姿勢で対応いただきたいという思いを込めて、最初の質問に入らせていただきます。

通告にある一番最初の質問は、一見県政のビジョンとプランということでございます。

令和3年の10月、知事提案説明におきまして、これからの三重づくりに向けて、強靱で多様な魅力あふれる現代の美し国を目指し、新たな三重づ

くりを進めていくための県政運営の姿勢として、広く県民の皆様の意見を聞くことが大切と述べられました。

現在、その具体化としまして、2030年、令和12年頃、おおむね10年先の三重県の目指す姿を示す長期ビジョンであります強靱な美し国ビジョンみえ（仮称）でありますけれども、それと県政150周年の節目を迎える2026年、令和8年度をターゲットとする中期の戦略計画としてみえ元気プラン（仮称）、これらの策定を進めていただいております。

こうしたビジョンやプランの議論をするに当たりまして、一見県政と県民との関係性について、確認させていただきたいと思っております。

そのために、平成の時代以降の北川、野呂、鈴木各県政における総合計画の基本理念、県政運営の基本姿勢について振り返りたいと思ひまして、パネルを作らせていただきましたので、御覧ください。（パネルを示す）

北川県政におきましては、開かれた三重を共につくる、人が元気な開かれた三重などの基本理念を持って、県政運営の基本姿勢としまして、生活者起点の県政を掲げて、中期計画としては実施計画という名前で第1次、第2次がございました。

毎年毎年、県政運営戦略を立てられていらっしゃいました。この北川県政では、県民をサービスの受け手と捉えて、生活者起点の行政を進めるとともに、徹底的な情報公開を推し進めたと考えております。

野呂県政におきましては、県民しあわせプランという名称で、みえけん愛を育む“しあわせ創造県”、県民が主体となって築く“しあわせ創造県”という基本理念を基に、新しい時代の公という考えを持ち出しまして、県民が主役の県政、県民との協働により創造する県政、県民と共に感性を磨く県政という基本姿勢で臨んでいらっしゃいました。

野呂県政では、新しい時代の公の在り方を踏まえて、県民と行政との役割分担を期待し、県民を協働のパートナーと捉えていたと思ひます。その上で、県民との情報共有を重視されたなと考えております。

鈴木県政におきましては、みえ県民力ビジョンとしまして、「県民力で

めざす『幸福実感度日本一』の三重」という基本理念を基に、県民との協創の取組を進める、県民に成果を届ける、県民の信頼をより高めるという基本姿勢で臨んでこられました。

鈴木県政では、県民自身がアクティブ・シチズンとして、自発的な行動を起こすように促し、行政と共に創り上げる協創のパートナーと捉えていたと思われます。そして、現場主義を徹底し、県民の声を積極的に現場へ掘り起こしに行く姿勢を見せていたと思います。

そこでお尋ねいたしますけれども、一見知事が進めていく県政において、この県民の位置づけ、県民との関係性は、歴代の北川県政、野呂県政、鈴木県政と照らし合わせてどのようなものか、お教えいただきたいと思います。

また、その上で、県民とのコミュニケーションをどのように進めていこうと考えていらっしゃるのかも併せてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 今後、ビジョンとかプランを作成していく中で、県民と県政の関係も明らかにしていきたいと考えているところでございます。

ただ、申しまして、現段階で35年間の私の行政経験から、それを踏まえて今の考えを申し上げますと、行政の様々な局面において、県民の立ち位置は変わってくるんだろうと思っています。

例えばですが、自然災害といったような危機管理の初動の場面、あるいは新型コロナウイルス感染症対応などの医療行政の面などでは、県民の皆さんは、保護の客体でありまして、行政サービスの受け手であると考えております。

他方、危機管理が例えば避難所の運営の局面とか、変わってくる場合がありますし、それから子どもの見守りの場面とか、あるいは地域福祉の展開をしていく場面、それから住民による助け合い輸送とか、さらには自治会の運営なんか典型的なんですけど、そういった場面では県民が行政運営

の一翼を担う主体となるだろうと考えております。

国の行政で考えますと、国というのは要素、三つあると考えておりますけど、一つは国民であり、二つ目は領土・領海であり、三つ目は統治機構、主権、この三つがないと、国のていをなさないということでもあります。そのパラレルで考えますと、県も要素としては、県民がおられ、県土があり、そして統治機構がある、これが県政だろうと考えています。

ただ、国の場合にも、県の場合、県民の方々が県政に関わってくる度合いというのは、私は大きいんだろうと考えていまして、県民の皆さんは客体であるとともに主体でもあると。県政に私は積極的に関わってもらいたいと考えているところでございます。

強靱な美し国みえを実現するためには県民の皆様様の御協力が欠かせません。観光やまちづくり、あるいはボランティア輸送などの面で、県民お一人おひとりが自ら考えていただき、議論し、そして行動するという、真の民主主義のリアルデモクラシーという言葉がございますが、とも言うべき、県民参加型の県政をつくり上げていきたいと考えているところでございます。

そのための県民の皆様とのコミュニケーションなんですけど、やはり県政の推進に当たっては、県民の皆様からの信頼が最も大事であります。あらゆる機会を通して県民の皆様様の声をしっかり受け止めていきたいと考えているところなんですございます。

就任して3か月になりますけど、その間に三重とこわか国体・三重とこわか大会の延期の是非だとか、新型コロナウイルス感染症対策、あるいは所信表明などで、かなり時間がその部分に割かれてしまいまして、まだ、県民の皆様との直接の対話を実現できておりませんが、来年から市、町へ出向きまして、行政執行責任者であります市長あるいは町長との懇談に加えまして、県民の皆様と円卓、これはもう上下関係なしという意味なんですけど、円卓での会議を設けてコミュニケーションを図っていきたいと考えているところでございます。

〔44番 中嶋年規議員登壇〕

○44番（中嶋年規） 非常に分かりやすい答弁をいただきました。

県民の積極的参加を県政にもぜひお願いしたいと、県民自らが考えて取り組んでいくというのが真の民主主義であると、そのための信頼がベースであり、円卓会議を来年からやっていくという決意も聞かせていただきました。

私としては、その方向性はもちろん賛同するところであります。

あと、もう少し欲しいなと思うのは、県民がその真の民主主義の主体となろうというインセンティブをどう持つかだと思います。

そのインセンティブを持たせるために、やっぱり必要なのが、先の予算決算常任委員会で西場議員からも御指摘がありましたけれども、基本理念となるその強靱な美し国という概念が我々県民にとってどのような絵姿なのかということを見せて皆さんに共感していただくと、今知事がおっしゃった真の民主主義に向けた県民の皆さんの自主的な参画というインセンティブに私はなり得ると思っておりますので、できるだけこの基本理念となる強靱な美し国という概念を早期に明らかにしていただく、そのための議論をしっかりと進めていただきたいということをお願いしたいと思えます。

この長期ビジョンであります強靱な美し国ビジョンみえと、中期の戦略計画でありますみえ元気プラン、これらは、令和4年6月の定例月議会議におきまして、議案として提出される予定と伺っております。

みえ元気プランは、長期ビジョンに掲げる基本理念や目指す姿に近づくため、長期ビジョンに基づいて5年間にわたる政策の方向性などを網羅するものになると思われま。

さらに、単年度の県政運営の方針であります三重県行政展開方針は、当然ながら、中期のみえ元気プランを基に、その年度におけるより具体的な重点取組を網羅するものになると思えます。つまり、ビジョンを基にプランがあって、プランを基に単年度の行政展開方針があると思えます。

ただ、11月12日の全員協議会におけます説明では、行政展開方針は、令和4年2月に最終盤となって、ビジョンやプランの議決がなされる前に決定の予定という説明だと受け止めました。

また、予算調整方針で示された重点施策枠5億円があるんですけれども、この5億円の予算案についても行政展開方針における重点取組に基づいて要求、査定が行われて、予算案として議会に出される予定になると思われま

す。一見県政の大黒柱になりますビジョンやプランが議決によって確定する前に、来年度の県政運営の方針と、それに基づく予算が先行するというのは、我々議会との関係性においていかがなものかなと若干問題を感じるところがあります。

そこでお尋ねいたしますけれども、この三重県行政展開方針は、令和4年6月に議決される長期ビジョン、強靱な美し国ビジョンみえ、中期のみえ元気プランに基づき確定されるべきものであり、令和4年度の三重県行政展開方針は6月に確定されるべきものと考えますが、いかがでしょうか。

また、そうであるならば、重点施策枠5億円の予算案のうち、新型コロナウイルス感染症対策など喫緊の対策や継続する事業を除いた新規の重点事業の予算案は、6月補正予算でそれぞれの計画とともに審議されるべきものではないかと考えますけれども、御所見をお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 強靱な美し国ビジョンみえ、あるいはみえ元気プランは今後、全庁的な検討をいたしますし、また、有識者の方にも御意見を聞いてみないかと思っています。さらに、何よりも大事なのは、議員の御指摘のように、県民の皆様の声をちゃんと聞くということだと思っています。

県民の皆様に対するインセンティブも必要だという先ほど御指摘がありました。そのためにも、こういったものについては、きちんと話を聞いていきたいと考えているところでございます、県民の皆様の声を反映して、

よりよいものとするというのが我々に課せられた使命だと思っています。

そうすると、多少時間がかかるかもしれません。読めない部分もありますので、また、その辺は御相談もさせていただきますけれども、仮に、そうしたものの策定後に行政展開方針を始動させるということにいたしますと、二つの考え方があるかなと思っています。

一つは、4月から策定までの間を、単年度計画は空白にしておくという考え方、もう一つは、策定までの間は現行のみえ県民力ビジョンなどに基づきます数か月の計画を策定して、強靱な美し国ビジョン、あるいはみえ元気プランの策定後に、その新しいビジョンなどに基づく行政展開方針を始動させるという考え方であります。

1番目の空白期間の考え方については、羅針盤のない航海を行政としてやらなきゃいけないような感じがありまして、これはやっぱり県民の皆さんとの関係で望ましくないだろうと考えております。

また、2番目の、途中まで県民力ビジョンに基づいて、途中から新しいビジョンに基づいて行政展開をしていくということについても、予算の年度途中で考え方を定めることとなりますので、これも望ましくないのではないかと思います。

そうしますと、やはり既にビジョン等の議論はもう進めているところでございますので、その考えに立脚して、4月から単年度の行政展開方針、あるいは重点施策を含めた予算を始動させることとさせていただきたいと考えているところでございます。したがって、現行のみえ県民力ビジョンなどは3月までがその計画期間ということになると考えているところでございます。

過去にも、そういった例はございまして、平成23年の6月に、県政運営の考え方ということで提案させていただいて御承いただいていると聞いておりますけど、これについても単年度の計画でありまして、そのときにまだビジョンはなかったと聞いております。平成24年の4月にビジョンができたということです。

まず、県民の皆さんの生活をしっかりと支えるために単年度の計画をつくっていきたいということで考えております。

〔44番 中嶋年規議員登壇〕

○44番（中嶋年規） やっぱり私は、仮に6月のときに、我々議会が、知事が説明されたビジョンであったりプランであったりを仮に否決するようなことがあった場合は、当然その行政展開方針が4月からスタートしていても、変わってしまう可能性もあるわけですね。年度途中で予算が変わるところの騒ぎではなくなってしまう。

予定調和で、そのビジョンやプランも議会も認めてもらえるだろうというふうな見通しを持ってされるというのであれば、それは、我々議会としては単なる追認機関ではありませんので、そういったことも許されないとしますし、平成23年のときのお話をされました。

あのときは鈴木県政で、1年後にビジョンとプランを議決してもらうために検討するという中で、彼が選挙で掲げた内容をプラスして、野呂県政の延長として6月の県政運営の考え方を我々議会として受け止めて、その平成23年度の事業をやっていた。

特に、あのときは東日本大震災の直後でありましたから、特に安全・安心の部分については、野呂県政のときよりも我々としてもその厚い施策を求めました。そういった変化はありましたけれども、基本的には、その政策、ビジョンやプランができるまでの暫定のものだという認識でございました。

平成23年度の県民の生活にとって、果たしてそれが混乱を起こしたのか、私はそう思いませんし、今回特に、一応6月と伺っておるわけでありまして。4月、5月、6月、この3か月間ではありますけれども、何も全ての事業をゼロから見直せと言っているわけではない。さっき申し上げたように、新型コロナウイルス感染症対策など、喫緊の課題であったりだとか、継続してやっていることについては、どうぞ引き続きおやりくださいという形になろうかと思えます。

ただ、ビジョンやプランに基づく重点事業の新規のものについてまで、果たしてこの4月に我々がゴーと言うべきなのかどうか、いまだそこには疑念が残ります。改めてそのことについてのお考えを聞きたいと思いますので、よろしく願います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 私どもの行政展開の考え方についておかしな点があれば、当然ですけれども、議会のほうで御指摘を頂戴し、私どもの考え方が否決されるというのであれば、私ども、また考え方を変えていかなきゃいけませんけれども、私どもとしては、県民の皆様と話をし、かつ議会の皆様にも御理解いただくように努めていくというのが執行部の務めでございますので、そうならないように進めさせていただきたいと考えております。

先ほど、鈴木前知事のときの単年度計画とビジョンの関係、おっしゃるように、そのビジョンがない中で単年度計画をつくって執行してきたと、行政を執行してきたというものでございますので、今回の考え方は、それと同様の考え方で私ども考えているところでございます。

ただ、おっしゃるようにその下敷きになるところ、鈴木前知事が選挙で掲げた公約をもって、大きな柱を立てて単年度計画をつくる。実は今回、行政展開方針を11月にお示しさせていただきましたけど、それも同様でございます。

私が選挙で掲げたのは、大きな柱として、例えば観光でございますとか、あるいは安全・安心、それから子ども、大きな柱を県民の皆様とお話をさせていただく中で公約として掲げているものでございまして、それを今回の行政展開方針の中には入れておるものでございます。なるべくこれをまた県民の皆さんと直接の対話もしなきゃいけないと思っております。

県民の皆様の御意見を伺って、やはり大事なものは、時期というよりもよりよいものにしていくと、県民の皆様の御理解を得られるよいものにしていく。恐らくそれが県民の皆さんが望んでおられることだろうと思っておりますので、先ほど議員から御指摘も頂戴しました県民の皆様との対話、会話、

そういう場所もしっかりとつくりながら、御意見を頂戴していきたいと考えておるところでございます。

〔44番 中嶋年規議員登壇〕

○44番（中嶋年規） このことについては、始まる前に三谷議員からもかなりあおられまして、議会としての立場もしっかりと我々は考えていかなきゃいけないと思っております。もちろん、知事がおっしゃったように、よりよいものをつくっていく、よりよい県政にしていくというのは我々議会も同じ考えであります。

国と違しまして、地方は二元代表制であります。我々も議決責任を負ってこの県民力ビジョンを、前の鈴木県政のとき、しっかりと議決責任を取らせていただいたつもりでもあります。

それを基に展開されてきた行政が、今回一見知事が年度途中でありましたけれども、御自身のビジョンを掲げて選挙された、それも正しい、確かな情報でありますし、それを基に、今回行政展開方針をつくられたという説明もいただいたところではありますけれども、それを私は否定しているものではありません。

ただ、この長期のビジョンやプランに基づくような新規の事業まで4月の予算案にフルセットで上がってくるというのは、我々議会としては、そのまま看過していいものなのかどうかということについて、私はちょっと問題提起をさせていただきました。

これ以上の議論は多分平行線になりますので、以上で終わりますけれども、このことについては今後また議会の中でも議論を進めていただければ非常にありがたいなという、思うところあります。

三谷議員、そんな感じでよろしいでしょうか。

ということで、やたらめったら議会として議決権を持っているからということで見聞を縛るという気は全くございませんけれども、ただやはり、理念的におかしなことはおかしいということは感じ続けるので、ぜひとも是々非々での取組の中で、我々の考えもぜひお聞きいただきたいと思

います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

未来への投資を実現する起債の在り方ということで、グリーンボンドの発行について、まず、お尋ねさせていただきます。

11月19日の知事定例会見で、令和4年4月に東海地方初のグリーンボンドを発行すると発表されました。都道府県では、東京都、神奈川県、長野県について4番目となります。

そのグリーンボンドの知事の発表資料を御覧いただきたいと思います。

(パネルを示す) グリーンボンドは、企業や地方公共団体などが環境改善効果のある事業や環境保全のための事業等に要する資金を調達するために発行する債券で、その発行目的は3点あるとしてあります。

まず、1点目がE S G投資に関心の高い新規投資家を開拓し、三重県への投資を促進する。ここでいうE S G投資でありますけれども、環境、エンバイロメントのEと、ソサエティー、社会のSと、ガバナンス、組織の統治、このE S Gの頭文字を取ったもので、環境への取組や社会への貢献や健全な組織管理体制の観点から投資先を決めることとされております。

近年、SDG sの目標達成という社会的意義が高まっていることも背景に、E S G投資は活発化しているところであります。

二つ目の発行目的ですけれども、環境改善効果のある事業に充当する資金を、民間市場から確実に調達する。

三つ目が、温室効果ガス排出量を削減する緩和策と、気候変動影響を軽減する適応策を着実に推進するとされておきまして、三重県におけますグリーンボンドにより充当する事業としては、緩和策として、電気自動車・バイクの購入や信号機のLED化、藻場の造成などです。

適応策としましては、農産物の品種や生産技術の開発、水害、高潮・高波対策、土砂災害対策などがあります。

今回のグリーンボンドの発行と、それを財源とした温室効果ガス排出量削減のための緩和策、気候変動影響の軽減のための適応策、これらを着実

に進める姿勢は、脱炭素宣言のミッションゼロみえ2050の実現に向けた具体的かつ積極的な取組として高く評価をしたいと思います。

今回、さらにその成果を上げるために3点の提案をさせていただくので、御所見を伺いたいと思います。

1点目は、充当するプロジェクトの拡充であります。

先行する都県と比較しますと、東京都ですと、東京都が取り組む公園の整備、道路の植樹を含む緑の創出・保全も対象としておりますし、長野県が取り組む小水力発電所の整備や地域鉄道事業者の省エネ車両更新への補助など、本県のフレームワークにはない充当プロジェクトがまだまだあるかと思えます。

12月2日の一般質問において山内議員からも、グリーンインフラ整備に、グリーンボンドを充当してはどうかとの提案もなされたところであります。

1点目は、先駆的であるグリーンボンドの発行を評価しつつも、さらにその効果を高めるために、各部局も知恵を出し合って充当プロジェクトのさらなる拡充を検討してはどうかというのが1点目の質問であります。

また、今回は機関投資家向けだけの発行でありますけれども、東京都や北九州市では、都民や市民のオーナーシップ意識、参画意識を高めるため、個人投資家向けの発行もしております。

2点目の提案は、SDGs未来都市として選定されている三重県として、持続可能な地域づくりへの県民意識向上の観点からも、個人投資家向けのグリーンボンドの発行も検討してはいかがでしょうか。

3点目は、北九州市では、環境保全など環境分野の取組のため発行するグリーンボンド、今回三重県が発行するのと同じグリーンボンド、それと、例えば特別支援学校の整備など社会的課題の解決につながる取組のために発行するソーシャルボンドがありますけれども、これら両面の性格を併せ持つサステナビリティボンドの発行も手がけていらっしゃいます。

北九州市では発行額100億円に対しまして、募集倍率が約10倍になるなど、ESG投資に前向きな債券市場のトレンドをしっかりとつかんでいるとこ

ろがあります。

3点目ですけれども、環境改善につながるグリーンボンド、社会的課題の解決につながるソーシャルボンド、これら両面の性格を併せ持つサステナビリティボンドを将来的に発行する可能性はいかがでしょうか。

改めて、質問をまとめます。

1点目は、充当プロジェクトの拡充はいかがか。2点目は、個人投資家向けの発行はどうでしょうか。3点目は、将来的なサステナビリティボンド発行の可能性についてです。答弁をよろしく願います。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） グリーンボンドの関係で3点御提案をいただきましたので、順にお答えをさせていただきます。

まず、充当事業を拡大したらどうだという点でございますが、現行のみえグリーンボンドの資金のいわゆる使い道につきましては、みえグリーンボンドフレームワークという発行の枠組みをお示しさせていただいたとおり、実はこれは現行の三重県地球温暖化対策総合計画において示された事業を基に、環境生活部と協議いたしまして、選定したところでございます。

今回充てようとしている事業については、先ほど議員からも御紹介いただきましたとおり、緩和策としては、例えば電気自動車の購入等、あるいは適応策としては、イチゴやかんきつ等の農作物の品種ですとか、生産技術の開発のための設備の充実等々に充てるという形にしておるところでございます。

一方、充当事業の拡充につきましては、2050年の脱炭素社会の実現に向けまして、三重県地球温暖化対策総合計画を、今後見直していくということになってございますので、今後、対策が追加・拡充されるということも十分想定されております。

その場合、追加・拡充された事業が地方債を充てることができる事業なのか、あるいは環境面での便益を定量的に、いわゆる捕捉できるかどうかというところが非常に検討するポイントになりますので、そういったこと

も考えながら、対象事業は拡充する方向で関係部局と議論を進めていきたいと考えておるところでございます。

次に、2点目の御提案をいただきました個人向けの販売についてお答えさせていただきますと、みえグリーンボンドの発行につきまして、県としましては今年度初めて取り組むものございまして、新しい起債ということもございまして、とにかく発行事務を確実に実行することが、とにかく重要だなどと考えてございまして、まずは、機関投資家の皆さんに確実に販売していきたいと、こんな考え方で現在進めておるところでございます。

加えて、調達した資金の活用状況を追跡管理いたしまして、事業の実施状況ですとか効果等について報告をさせていただくことによりまして、透明性を確保いたしまして、みえグリーンボンドの投資家への、いわゆる訴求力をまずは高めていきたいと考えてございます。

個人向け販売につきましては、県民の皆さんによるみえグリーンボンドへの投資を通じまして、県全体の地球温暖化対策への機運を高めることにつながるのかなということで期待させていただき一方で、個人投資家のニーズがどれぐらいあるのかとか、あるいはその個人向けに発行することによってコストがどれぐらい上がるのかということも、やっぱりいろいろと検討するべきことがありますので、そういったことも含めながら、今後検討していきたいと考えてございます。

最後、サステナビリティボンドの発行につきましては、いわゆるグリーンボンドにソーシャルボンドを加えましたサステナビリティボンドの発行につきましても、新たなことに挑戦し続けることは重要だなどと思っておりますので、充当事業ですとか、いわゆるその発行スキーム、さらには、毎年安定的にソーシャルボンドを発行できるかということも検討していく必要がありますので、今後、研究を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

〔44番 中嶋年規議員登壇〕

○44番（中嶋年規） 充当プロジェクトの拡充につきましては、地球温暖化

対策総合計画の見直しに併せて御検討いただける、進めていただけるということでございました。

個人投資家向けの発行については、検討していきたいということですので、今日一番最初にお話をしました、今後検討というところで行くと、実現率が28%ぐらいなのかなと。

サステナビリティボンドについては、研究していきたいということでございますので、進展があるけれども見通しがない43%ぐらいの可能性なのかなと伺いながらも、ぜひもう少し前向きに取り組んでいただきたいと思うところであります。

特に今、志摩市の太平洋側沿岸の磯焼けが大変ひどい状況になっております。藻場づくりも今回充当事業として挙げていただいておりますけれども、この磯焼けの対策であったりだとか、カキやアコヤガイのへい死対策、これらの原因究明も含めたことは焦眉の課題でありますので、そうしたことも含めて、全てではないですけれども充当できる事業についてはこういったことも盛り込んでいただいて、充実したものにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

二つ目の項目ですけれども、世代を超えた投資につながる建設地方債というタイトルでお聞かせいただきたいと思っております。

鈴木前知事は、行財政改革の取組としまして、平成24年度から臨時財政対策債を除く県債発行の抑制に取り組みまして、令和3年度においても、30年の超長期債の発行規模抑制を掲げていました。しかし、建設地方債は、将来世代も利用するインフラ整備のための資金を、世代間を超えて負担し合うものだと私は考えております。

建設地方債を発行することで少ない手元資金で大きな投資が可能となり、それが現世代、そして将来世代の県民の安全・安心や産業振興、働く場づくりにつながる可能性が高いと思っております。

そこでお伺いいたしますけれども、この建設地方債について野放図な発行は厳に慎むべきではあるものの、これまでの一律の抑制的な姿勢ではな

く、県民の安全・安心や産業振興、働く場づくりに向け、投資効果が高いと思われる事業に対しては積極的に発行していく姿勢も必要ではないかと考えますが、知事の御所見をお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 建設地方債ですが、財政負担を後年度に平準化するという年度間の、あるいはジェネレーション間の調整機能を有しております、一定の機動性と弾力性を持った地方財源の確保策としては重要な役割を果たしております。

また、その使途であります、防波堤といった安全・安心のためのインフラでありますとか、観光も含めました産業振興のための道路整備などの社会資本整備等でありまして、県民の安全・安心の確保に向けた取組や、活力ある産業づくりのために真に必要な投資を着実に進めていくというものであると考えております。

また、その際には、交付税措置、これはやがて国から県に対して支給されると申しますか、交付される財源でありますけれども、措置率が高いものと低いものが、実は建設地方債の中にあります。可能であれば、その高いものをなるべく使っていく。そのほうが県自らの負担が少なくなりますので、県財政にとっていいものを選択していくということも重要だろうと考えているところでございます。他方、地方債は、建設地方債であってもやっぱり県の借金ではありますので、過度に依存しないということも重要だと考えているところであります。

過度の依存を避けるという要請とそれから必要な投資を着実に進めるといふ要請のバランスが大事なんだろうと考えているところでございまして、今後も、県民の安全・安心や地域経済活動のさらなる活性化のために、真に必要なと考える事業につきましては、建設地方債を適切に活用してまいりたいと考えております。

〔44番 中嶋年規議員登壇〕

○44番（中嶋年規） ありがとうございます。

鈴木県政においてはかなり、逆に我々から見ると過度に抑制の方向に走り続けていたのではないかということで、常々予算決算常任委員会等でも、もう少し建設地方債については柔軟に考えていただいたらどうかということをお願いしてまいりました。

一見知事のほうからは、過度に依存することなくバランスよくというお話もいただきましたので、適切な、単なる借金ではなくって投資のための借金ですので、それはリターンもあるという考えの下で、おっしゃったようにバランスのよい発行を考えていただきたい、活用を考えていただきたいと思います。

では、三つ目の質問ですけれども、資金の調達と運用の最適化ということで、三重県では、総務部財政課が、今回グリーンボンドをはじめ、起債によります資金調達を担当していらっしゃいます。そして、出納局が三重県資金運用方針を定めて歳計現金や基金の運用を行っています。

基金等の運用は、金融市場を通じて行っているわけでありましてけれども、また、近年、県の資金調達も民間の金融市場を通じた取組が増えてきているということでもあります。

このパネルを御覧ください。（パネルを示す）これは国が示す令和3年度の地方債計画でありまして、総額13兆6383億円のうち、民間等資金は57%を占めております。さらに、民間等資金のうち、市場公募資金が57.5%、赤でくくってあるところですよね。あと、シンジケート団による銀行等引受資金が42.5%と、地方債の調達先は、市場公募が主体となっております。

本県におきましてもほとんどを、起債発行額のうちの84.9%を民間等資金から調達しております。今後も、民間等資金からの調達は増えていく、シフトしていくことも予想されると考えます。

都道府県や政令指定都市は、民間資金の安定的な調達を金融市場において競合する時代になります。また、基金運用による果実が得られにくい、長引くマイナス金利時代ともなっております。

こうした時代背景の下、資金調達と基金運用は表裏一体の関係にあると認識し、常に全体最適な財政運営を図る一助にするため、それぞれの担当部門の一元化を検討する必要があると思います。

茨城県では、副知事をトップとする資金管理委員会が、毎年、資金管理指針を策定し、財政課が債券の発行及び基金の運用を一元的に担っています。

埼玉県でも、起債の担当者が必要とする情報と、基金の運用担当が必要とする情報をひもづけて、資金運用と基金運用の最適化を図っております。

外部環境の変化が早く、専門性も求められる金融市場において、県の資金の調達と運用の最適化を図るため、起債の担当と基金運用の担当は一元化してはどうでしょうか。御所見をお伺いします。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） 県の起債部門と資金運用部門を一元化したらどうだという御提案でございます。

御紹介いただきましたように、県債の調達につきましては、総務部財政課が所管をしております、日頃から業務上つながりがあります金融機関等との情報交換を密に行いまして、市場動向や投資家動向を踏まえた適切ないわゆる条件設定など、調達コストを最小化できるように取り組むこととしておりまして、例えば今回、先ほど申し上げましたみえグリーンボンドの発行にチャレンジするなど、市場の新たな動きに対応しつつ、多様な手法による資金調達に取り組んでいるところでございます。

一方、運用については、御紹介いただきましたように、出納局が三重県資金運用方針に基づきまして、歳計現金と基金を一括して運用しております。出納局で歳計現金と基金を一体的に運用することで、歳計現金が一時的に減少した場合に支払いに支障が出ないように備えるため、基金から繰替運用するなど、運用資金を効率的かつ機動的に確保できるメリットがあると考えてございます。

このように調達と運用をそれぞれの部局でこれまでのノウハウと職員の

専門性を生かしつつ、借入時期ですとか、償還時期を情報共有いたしまして、運用スケジュールを組むなどしてできる限り資金を有効に活用できるよう、両者がしっかりと連携しながら現在取り組んでいるところでございます。

御紹介いただきましたように、他の自治体では、本県と異なりまして、資金の調達、運用を集中管理するために一元化しているケースがあるということ承知しております。

例えば愛知県や兵庫県では、財政課内に資金の調達と運用を一括して行う室を設置したり、茨城県では、外部から資金運用と調達のスペシャリストを任用いたしまして、その指揮の下、調達と運用を財政課に一元化しておるところでございます。

今後といたしましては、予測し難い市場において、県債を適切なコストで調達しつつ、徹底したリスク管理の下で資金を運用することが求められております。

そのため、当県とは異なる体制で取り組む自治体等を参考にしながら、どのような組織体制で取り組むことが望ましいのか、あるいはその外部人材の登用等がその報酬に見合ったコストの削減ですとか、運用益を上げられているかなど、まだまだ勉強すべき点が非常に多いので、ベンチマーキングもさせてもらいながら、どのような組織体制がいいのかということも検討しながら進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

〔44番 中嶋年規議員登壇〕

○44番（中嶋年規） さすがに出納局のほうでは歳計現金と基金を併せて運用しているところもあるんでしょうけれども、その規模は全然違うところもありますし、ぜひ他県の例も参考にさせていただきながら、やはり、ただ単に基金が積まれているだけのようなイメージしか出てこなくて、基金の運用実績を明らかに議会のほうに明確に説明いただいたのは2年間ぐらいしかなかったと思います。これって、以前も予算決算常任委員会で検討し

てくださいと言ってそのままになっていることなので、改めて、さら問い
でございますので、ぜひとも前向きな検討をお願いしたいと思います。

では、最後の質問に入らせていただきます。

南部地域活性化ということで、まずは、南北格差は県政における過去か
らの積年の課題であります。

一見県政におきましては、人口減少対策の一環として南部地域活性化に
取り組んでいくという決意も述べていただいております。また、11月26日、自由民主党の代表質問におきまして村林議員から、南部地
域活性化を新たなビジョンにおいてもしっかりと位置づけてほしい旨の提
案がございました。

一見県政におけます南部地域活性化の思い、また、実行組織である南部
地域活性化局は引き続き設置していただきたい、こういったことをお尋ね
したいと思います。よろしく願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 先日、国土交通省の元次官ですが、私と同じ時期に欧
州に赴任していた人間でありますけど、彼が志摩市を旅行しまして、旅行
して志摩市に泊まったんですね。何泊かしたんですが、彼にどうでしたと
聞いてみましたら、志摩市のホテルの窓から見える景色はとってもすばら
しい。海の幸、山の幸を一緒に味わうことができる。三重県は、日本の国
内言うに及ばず世界でもほかにないようなすばらしい場所で、とっても感
動したと。何でもっと早く来んかったんやろうと、こういうことを言っ
ておりました。

南部地域には、伊勢神宮は言うに及ばず、海女ですとか、熊野古道伊勢
路をはじめとする多くの観光コンテンツや、海や山の幸に恵まれた豊かな
食、様々な魅力ある資源があります。これらを連携させて、観光業を一層
振興させることが重要と考えています。

また、こういうものがあるんですよというのを大都市圏、東京、名古屋、
大阪に、やっぱり打ち出していけないと。今、冒頭申し上げたように、い

や、こんなええのに知らなかったという話が多いんですよ。それをしっかりとやっていかないかんと考えております。

南部地域にとってもう一つの強みというのは、私は農林水産業だと思っています。これについては、その販路の拡大を模索しまして、生産量を増加させるということで、働く場の確保につなげていかないかんと考えておりますし、その農林水産業と観光業を連携させまして、南部地域ならではの自然を生かしました拠点滞在型観光を推進して、南部地域を舞台とした観光が一層注目されるように努力をしていきたいと考えているところでございます。

こういうふうに地域の魅力をさらに磨き上げてまして、潜在的な可能性を引き出していくことが大事なことでありまして、今、その責務を担ってもらっているのが南部地域活性化局であります。関係市町と連携しながら、その役割をさらに拡大させていくということが重要だと考えております。

〔44番 中嶋年規議員登壇〕

○44番（中嶋年規） ぜひ実行部隊であります南部地域活性化局の活動をさらに拡充させていただく形の中で、南部地域の活性化ということについては、人口減少対策だけじゃなくて、今、知事がおっしゃっていただいたような、実際持っている価値だけれども、そこに住んでいる方々がなかなか気づいていない、そういったことも、住民の皆さんが自分たちの誇りだと、シビックプライドを持って取り組んでいくんだというような方向へぜひとも持って行っていただく中で、新しい豊かさを内外の人に享受できる場所なんだよという、そういう新しい、言い方は語弊あるかもしれませんが、一周遅れのトップランナーになるような、そんな形での南部地域の活性化ということに取り組んでいただきたいと思います。

南部地域のことについて、11月30日に伊勢志摩観光コンベンション機構と東紀州地域振興公社が、南部地域体験教育旅行促進事業費補助金の継続と拡充について要望されました。この補助金は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として令和2年度から創設されたものでありまして、その効

果は絶大なもので、南部地域の多くの観光事業者や自然体験施設運営者から高い評価を得ております。

伊勢志摩観光コンベンション機構の調べによりますと、県内外からの旅行誘致実績は、令和2年度が966団体、8万2316名、令和3年度は年度途中の集計で1351団体、13万3887名と、既に1.6倍増となっております。南部地域を訪れる児童・生徒にとっても、自然体験などを通じてふるさと三重のよさを知るきっかけとなり有益だと思っております。

そこでお伺いしますが、新型コロナウイルス感染症の長引く影響もありまして、大変疲弊しております県南部の観光業振興の観点からも、教育旅行に対する支援策を令和4年度もしっかりと継続していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、あわせて、今回の三重県のこの補助金については、対象は県内の教育旅行のみであります。ただ同じようなインセンティブ補助金を持っているのは26道府県ありまして、その中では我が三重県だけが唯一県内だけを対象としておりまして、ほかの25道府県は県外の学校等も対象としております。

本県のみが県内の学校を対象としている教育旅行のインセンティブ補助金について、ポストコロナも見据えて、他県に立ち後れることなく県外からの教育旅行も支援の対象とするべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一） それでは、御質問いただきました教育旅行支援策の次年度、来年度への継続と、それから県外への対象拡大といった点についてお答えさせていただきます。

教育旅行は、児童生徒たちにとって学校外の学びの場で広い視野での学びや集団旅行での思い出づくりなどの大切な機会でございます。昨年、令和2年の冬から春にかけて国内で新型コロナウイルスの感染者が出始め、春には三重県内においても感染者が発生するなど、今後の動向が大きく危

惧されていたところでございます。

県内の学校では、新型コロナウイルス感染症の動向が計り知れない中で、教育旅行の延期、目的地の変更、それから、最終的に中止といったような検討を余儀なくされている状況でございました。そのような中で、教育旅行そのものが中止の判断に至らないよう、南部地域活性化局として何かできることはないか、そのような思いから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する形で教育旅行促進事業を発想したところでございます。

3密を避けながら、県内の全ての地域からの児童生徒たちに、豊かな自然と歴史文化を有する南部地域の魅力を体験・認識していただくとともに、新型コロナウイルス感染症により大きく影響を受けている地域経済に直接的な需要を創出し、回復の一助とすることができると考えていました。その結果、これまでにない多くの学校が南部地域の教育旅行に訪れていただいたところでございます。

来年度、令和4年度につきましては、今後の県内外の新型コロナウイルス感染症そのものの動向、さらに、財源となる国の交付金の予算化の状況など、総合的な判断となりますが、教育旅行支援が続けられるよう議論と検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、県外からの教育旅行の補助金支援でございますが、国の交付金とはいえども、限られた財源の中で、南部地域活性化局といたしましては、県内の希望する全ての学校に申請額全額を交付できることを第一に据えたいと考えておまして、補助金による直接的な支援につきましては、県内学校の児童生徒を対象としたものに注力させていただきたいと思っております。

他方、県外の学校からも訪れていただくということは大事でございますので、これには、教育旅行本来の目的地として、新型コロナウイルス感染症にも左右されないような改善と磨き上げが重要だと考えております。

伊勢志摩、東紀州地域が注目されたこの機会を生かしまして、旅行関係業者や市町とも連携しながら、学びや体験メニューの充実や受入れ環境整

備に取り組むことに加え、その魅力を積極的に発信していく取組が必要だと考えております。

こうした取組を通しまして、県外学校の誘致促進を進めてまいりたいと考えております。

〔44番 中嶋年規議員登壇〕

○44番（中嶋年規） 県外からのインセンティブ補助金については、知事も、交流人口を増やして南部地域活性化を図っていくということもおっしゃっていただいておりますので、もう少し積極的に観光客も含めて考えていただきたいと思います。

最後に1点、要望させていただきます。

離島振興法が来年、令和4年度末で切れます。ぜひとも再延長と拡充について、三重県としても主体的に要望を強くしていただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（青木謙順） 県政に対する質問を継続いたします。2番 喜田健児議員。

〔2番 喜田健児議員登壇・拍手〕

○2番（喜田健児） 松阪市選挙区選出、会派新政みえ、喜田健児でございます。

一見知事におかれましては、一挙手一投足が、そこに注目が集まり、気の休まることもなく大変なことと思いきや、それをも楽しんでいるかのような饒舌な答弁が展開されています。

私もその一挙手一投足に注目している1人ではありますが、知事は、議長と言って手を挙げるときに、小指と薬指を握られます。小指と薬指だけを曲げると、胸式呼吸から腹式呼吸に変わり、身体の余分な力が抜けて大きなパワーを生むことが分かっており、それをソフトテニスの世界において、いかにして活用するかの研究をしているところなので、毎回注目しております。

こう言うおきながら、今回、私は知事が手を挙げて答弁してもらう機会をつくっておりません。その訳は1の質問のところで明らかにしたいと思いますが、一見知事、本気の反対は、スポーツの世界では遠慮です。ふるさとを思い、ふるさとのために、その同志として、青木議長の下、議会のルールを守りながら感想を求める私に対して、何の遠慮もなく本気の勝負をお願いしたいと思います。その時間が取ればですけれども、お願いいたします。

一つ目の質問は、1. 三重県財政の健全化と真に必要な施策への予算化についてです。

総務部の令和4年度の当初予算調整方針においては、三重とこわか国体・三重とこわか大会の延期申請を見送るなど、厳しい財政運営が続くことが予想される中ですが、一般経費について、単にシーリングをかけて予算削減を促すのではなく、シーリングをかけた上で、約10%の増額の予算要求を認めています。

こうした仕組みは予算のめり張りをつけることにとどまらず、県職員の前向きな取組を引き出す上でも非常に重要なことだと考えますが、例年ない増額要求を今回認めた意図について、高間総務部長にお伺いいたし

ます。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） 例年にはない増額要求を今回認めた意図についてお答えさせていただきます。

これまで当初予算編成におきましては、裁量的な政策経費に対しまして、いわゆるマイナスシーリングを設定いたしまして、要求部局が自ら、既存事業の廃止、あるいは見直しを行うよう促すとともに、別途で重点施策枠も設けておりまして、そちらのほうは所要額要求を認めることで、新たな行政需要に対応した事業の構築を促してきたという仕組みでやらせていただきました。

しかしながら、特に近年は、厳しいマイナスシーリングを続けてきたこともありまして、事業を維持するのが精いっぱい、事業の拡大ですとか、あるいは新たな事業の構築が行いにくいという声も要求部局から聞こえるようになってまいりました。

今回、そういった要求部局の皆さんのお声を踏まえて、さらに前向きな取組を引き出すことができるように、令和4年度当初予算要求におきましては、従来の手法を一部見直しして、裁量的な政策経費に対するシーリングを、令和3年度当初予算額の90%以内と一旦した上で、その90%以内とした部局はその額の1.2倍、これは前年度と比べて、実質最大1.08倍という数字になるんですけれども、まで予算要求ができるようにさせていただいたところでございます。

この見直しは、効果の低い取組ですとか、あるいは一定の役割を終えた取組の見直しを進めつつ、新たな行政需要に対応するための新規事業の構築ですとか、あるいはその効果やニーズの高い取組を維持・充実しようとする狙いがございまして、特に重点施策枠に加えまして、こうした仕組みを活用することで、議員がおっしゃるように、職員が前向きに事業を企画する意欲を引き出すことにもつながるのではないかなということも期待しているところでもございます。

こうした予算調整方針の見直しの結果、例年よりも各部の思いの詰まった予算要求が今後提出される形になると思いますけれども、一方で、県民からお預かりする税金の使い道としてその事業がふさわしいものなのかとか、要求事業の必要性ですとか、あるいは今すぐしなければならぬのかといった点から丁寧に議論・精査をさせていただきまして、できる限りめり張りのついた予算編成になるよう、今後努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 分かりやすい御答弁ありがとうございます。

私は、今年の2月定例会議の一般質問で、国から来ているキャリア7人の職員が伊勢新聞の海住記者と開いた座談会の内容を取り上げました。

当時、財政課長だった富永さんとみんなやめ予算を提唱している横山さんの発言を引用して、私なりに思う職員の積極性を引き出せない要因を例示するとともに、選択と集中の必要性を訴えました。

それに対して当時の紀平部長は、予算要求の背景にある社会情勢の変化、新たな行政課題を適切に捉えて、要求部局の意図あるいは狙いを理解する。その上で、やみくもに要求額を削減しようとするのではなく、それぞれの事業がよりよい取組となるように、要求部局と共に施策をつくり上げていく姿勢で建設的な議論を行っていくと述べられました。

非の打ちどころがない答弁で総務部の姿勢や努力に敬意を表しましたが、でも、結局のところ、前鈴木知事のトップダウンが強過ぎて、各部局も総務部も腹から沸き起こるような積極性が出せないのではないかというのが、私の見立てでございました。

しかし、知事が一見さんに替わり、この数か月で、行政職員の皆さんの肩の力が抜けたように思います。今までは、完璧にやっていますという答弁が主となっていましたが、今やできていないところはできていない、間違っていたところは間違っていた、そんなやり取りが見受けられます。

そして、今回のような、こんなことをしたいという独創的な発想を口に

出せる、そんな空気感が漂っているように思います。そんな空気感がもっと充満してほしい、そんな思いから、知事にあえて通告しての答弁を求めないと考えました。

一見知事が、一見怖そうだけど心は優しい高間総務部長とタッグを組み、高間総務部長は、しなやかでしたたかな石黒財政課長とタッグを組み、石黒財政課長は、各部局としっかりとつながる、そんなフラットな関係を今後も大切にしていってもらえればと思います。優秀な県行政職員のやる気と可能性を引き出されることに期待しております。

次に、行かせていただきます。

2. 国の農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略について、(1) 三重県産日本酒の海外での販路拡大についてです。

まず、なぜこの質問なのかといいますと、私の根底に流れるのは、教育予算の増額による三重県づくりです。しかし、ない袖は振れません。議員になったときから、三重県財政の健全化のために財源確保が私の政治課題です。ぶち当たる壁は、県税収が増えても地方交付税交付金の兼ね合いで、歳入は増えないという仕組みになっていることです。

多様な財源の確保ということで、企業版も含めたふるさと納税やクラウドファンディングにも注目もしていましたが、結局のところ、三重県経済の活性化に取り組むことが、財源の確保並びに県財政の健全化につながるという結論に達しています。

そこで注目したいのが、国の輸出促進対策です。国は、農林水産業・地域創生本部を平成25年5月に設置しています。これは、内閣の中に総理大臣を本部長、内閣官房長官と農林水産大臣を副本部長とし、関係閣僚が参加する会議を開いています。

令和2年12月、ちょうど1年前に、農林水産物・食品輸出拡大実行戦略を決定し、戦略目標が設定されました。

このスライドをご覧ください。(パネルを示す) 令和2年、2020年は9200億円ですので、令和7年、2025年、2兆円で倍に、2030年、令和12年

には5兆円まで高めて、5倍に増やそうというチャレンジングな戦略数値目標になっています。

そのような中、国内の外食産業における消費は大幅に落ち込む中で、県内の農林水産物生産者、食品加工業者など、食品に携わる事業者の中には、海外への販路拡大に挑戦する方々があります。

国が指定した輸出重点品目には日本酒が入っており、三重県の酒造蔵元も指定を受けております。サッカーの中田英寿も独自で海外販売を手がけているように、世界における日本酒の需要はまだまだです。

国の戦略と世界市場の両方を鑑みても、これはビッグチャンスであり、三重県の事業者にとってもかなりの追い風となります。

そこで、三重県産日本酒の海外での販路拡大について、県では事業者の挑戦を後押しし、サポートする施策としてどのような取組を展開しているのか、島上雇用経済部長にお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 日本酒の海外での販路拡大の取組について御答弁申し上げます。

三重県の日本酒は、G7伊勢志摩サミットにおきまして、各国首脳のレストランやディナーに提供されたことで、大きく知名度が向上いたしました。

そこで、海外でのより一層の知名度の向上や販路の拡大につなげることを目的に、平成30年度から2年間にわたりまして、食に関して情報発信力が高いフランスにおいて、酒蔵と共にプロモーション活動を実施いたしました。

具体的には、ヨーロッパ最大級の日本酒を中心とする見本市への出展とか、レストラン・卸売事業者への個別営業の実施、そしてジェットロとのフードペアリングイベントの開催などに取り組んだ結果といたしまして、レストランや卸売業者との取引が計13件成立いたしました。着実に商流づくりや販路開拓につながっております。

一方、日本全国から多くの酒蔵が海外での販路開拓に取り組む中、他の地域との差別化を図り、三重の日本酒の価値や魅力を伝えていくブランド化の必要性というものを認識いたしました。

このため、国において指定する地理的表示制度、通称G Iでございますけれども、これを活用した地域ブランド化に向けまして三重県酒造組合が取組を進めた結果、昨年、清酒（日本酒）のG I三重として国税庁からの指定を受けることができました。

県といたしましても、G I三重の指定を機に、三重の日本酒と自然や歴史をつなげたブランドストーリーを映像化し、オンラインで配信するなど、魅力の発信に取り組んでおるところでございます。

また、今年度は、英語だとかフランス語に対応いたしましたG I三重のポータルサイトを制作いたしまして、生産基準や酒蔵情報などの基本的な情報のほか、映像などのコンテンツ、さらには販売情報の掲載など販路開拓にもつながるように取り組んでおるところでございます。

海外への販路拡大につきましては、国におきまして、御指摘のありましたとおり、日本酒を農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の重点品目の一つとして選定されてございまして、国際的イベントを活用した情報発信をはじめ、商社、卸とのマッチング等を通じた販路拡大支援など、一層の輸出促進が図られてございます。

県におきましても、ジェトロや国税庁などの関係機関と連携いたしまして、フランスを通じた欧州での販路拡大はもとより、輸出拡大に向けまして中長期的な視点で取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、世界における三重の日本酒の認知度を高めるとともに、海外での販路拡大につなげてまいりたいと考えてございます。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 御答弁ありがとうございました。

輸出への取組全体像について御答弁をいただきました。コロナ禍において、飲食店の時間短縮営業や外出自粛などもあり、今後の三重県の発展の

ためにも、国内の販路拡大に加え、海外への販路拡大、輸出の拡大も大切な視点であることは疑う余地がありません。

今後も重点施策として位置づけ、力強く展開されることを期待するとともに、コロナ禍の中で海外への販路拡大を求めて挑戦を続ける事業者を今後もしっかりサポートされることを要望させていただきます。

続いて、(2) 三重県産の日本酒と県産品のマッチングによる海外販売への支援についてです。

青森県八戸市の日本酒が、全米第2位の販売実績をたたき出していると聞きました。青森県で有名な男山、八仙かと思いきや、違いました。不思議に思いまして、八戸市商工労働観光部商工課貿易振興グループの方とジェットロ青森の方にお会いして、その取組と現在の状況の聞き取り調査をしてきました。

そこで聞き取った結論は、酒造蔵元単独での海外輸出販売は非常に厳しく、限界があるということでした。海外で販売するためのその国での免許の申請や取得、ラベルの作り直しと認可申請、輸出時の手続、保険、商品搬送など、いわゆる輸出・貿易業務が難しく、そこへの労力、時間をかけるマンパワーが必要であり、金銭的な体力という問題が出てくるので、輸出の販路拡大や販売に踏み込めなかったり、継続が難しかったりするということです。

なので、行政とジェットロ青森がタッグを組み、お膳立てをして、幾つかの酒造蔵元や県産食品事業者がそこに乗っかり、日本酒も農林水産物も一緒に合わせて、ニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコでの日本市に出展したり、スーパーでデモ販売をしたり、日本食レストランに売り込みをかけたりにしているとのことでした。

ただ、青森県八戸市の八戸酒造が、何と世界酒蔵ランキング2021で第1位を取ったというニュースが昨日流れました。

そこで、三重県としては、県産日本酒と県産品のマッチングによる海外販売への支援については、どのようなことをお考えなのか、お伺いしたい

と思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 海外販路開拓支援に関する取組について御答弁申し上げます。

県におきましては、日本酒を含む世界的な日本食ブームを輸出拡大の絶好の機会と捉えておりまして、国、ジェトロ、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会等と連携するなど、関係者が一体となって県産品の輸出拡大に取り組んできておるところでございます。

具体的には、海外食品見本市への出展や海外バイヤーを招聘した商談会の開催など商談機会の創出を行ったり、輸出に不慣れな事業者に向けまして貿易実務支援を行う貿易アドバイザー、みえの食レップの設置を行ったり、また、農産物、畜産物、水産物など品目別・ターゲット別の販売プロモーションの実施や、輸出先国からのニーズに対応した衛生管理基準を満たすための施設の新設・改修・導入の支援、こうした様々な取組を行っておりまして、いわゆる個社支援を重点的に実施してきておりまして、こういう形で輸出拡大を図ってきたところでございます。

一方、渡航制限による商談機会の減少だとか、輸送コンテナ運賃の高騰などによります経営圧迫等に加えて、現地のバイヤーやシェフからは、食材を効果的に活用するためのレシピだとかマリアージュ、あるいはペアリングなどが求められておりまして、個々の事業者単独での販路開拓がやや困難な状況となっておりますと認識しております。

このため、県内地域商社や、今後、商社機能を担おうとする事業者と連携いたしまして、日本酒を含めました複数の事業者の産品を一括して商談、輸送を行うことで、販路拡大の効率化とともに、輸送手段の確保及び輸送コストの低減化を図る、言わば面的支援みたいな形で新たに実施してまいりたいと考えておりまして、これまでの個社支援との両輪で県産品の輸出拡大に取り組んでいくこととしてございます。

今後、海外への販路開拓に積極的にチャレンジする県内事業者を応援

しまして、県内事業者の経営の安定につなげてまいりたいと考えておりますし、また、県産品の輸出拡大に取り組むことで、海外における三重県ブランドの構築を進めてまいりたいと思っております。

これから輸出に取り組もうとする事業者の道しるべをつくとともに、インバウンドの拡大にもつなげるなど、地域全体の活性化を図ってまいりたいと考えております。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 個社支援と面的支援、その両面で応援していくという御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

青森県八戸市がなぜ成功したのかですが、現地に販路を持っている商社と組めたことが大きいそうです。ニューヨークのレストランの有名シェフが、和食と合わせて日本酒を売り込んでいくという販路です。

このシェフは、銀座すきやばし次郎で料理を作っていた方で、料理人として相当な腕前で、パフォーマンスも上手で、お客に日本酒のおいしさを訳を伝えて飲ませるのがうまいということです。

やっぱり大事なのは、消費者に向けてのPR、セールスです。世界で山口県の獺祭が飲まれるようになったのは、安倍元首相がトップセールスをしたからだと言われています。

三重県も負けてはおられません。酒造蔵元や酒蔵に聞き取り調査をすると、海外での販売をにらんで、和食に合う日本酒にこだわり、酒造蔵元の商品開発に乗り出しています。

今までの日本酒は、酒造蔵元が言うにはですけれども、食に勝ってしまうくらいのもが多かった。けれども、水を加えずにアルコール度数を下げることで食を引き立てることに成功した酒造蔵元も出てきました。

料理と共に試飲してきました。最高の味わいでした。酒職人のその飽くなき追求と酒造りへのこだわり、三重の大自然が育て上げるお米、そして伊勢神宮への奉納、神の酒へ、このストーリーで三重県の日本酒をブランディングして、一見知事のトップセールス、三重県のこれまでの海外での

販売努力やその実績があれば、世界で三重県産の日本酒は十分に勝負できると酒造蔵元は踏んでいます。

小手先ではなく本物で勝負して、三重県産の日本酒が世界一を取ること、さらなるブランディングにつながります。ひいては、三重県のブランディングにもつながっていくのではないのでしょうか。

部長も言われましたけれども、三重県のブランディングとなれば、県産品需要拡大、インバウンド増等による観光振興など、経済効果は計り知れません。

八戸市の方に、全米第2位となり、八戸市の経済効果はどうですかと聞いてみましたが、それを数値にして示すことはできないし、分からないとのことでしたが、こんな答えが返ってきました。「でも、みんなが笑顔になりました」、そう言われました。よろしく願いいたします。

続いて、3. ジュニアスポーツ王国三重の樹立に向けて、(1) ネクスト選手世代に対しての競技力向上についてです。

「ネクスト親世代」という単語をつくった石垣議員の許可を得ずに、親を選手に勝手に変えて、勝手に使わせていただいております。

三重県として、来年度の栃木国体は10位以内、再来年度の国体は10位台という目標を掲げています。そのために、強化費の継続をして、クラブチームの支援、有力選手の個人強化指定、オリンピックを目指す選手やチーム三重スーパージュニアの強化、企業による就職支援の継続、指導者の確保を考えていると聞いています。

しかし、国体の10位以内というのは、そうは簡単ではありません。八つの都道府県がベストテンの常連であり、それにプラスして開催県となります。ですので、残り1枠を目指すという非常に厳しい、険しい戦いでございます。

国体を終了した県は、翌年から順位を下げています。ベストテンの常連の8都道府県は、実業団があり、競技人口が多い。高校や大学から県内実業団への連携があるという大きな強みもあります。そこでの勝負となるわ

けですから厳しいのは当たり前で、成年男女で常に上位に食い込むというのは至難の業と言えると思います。

ですので、成年ではなく少年男女において、それぞれの競技でベストテンを狙えるようにすることに主眼を置くべきではないでしょうか。なぜならば、小学校・中学校・高校で裾野を広げて強化するという一貫した取組の中で育った選手は、大学や実業団に入ったとしても、ふるさと枠で成年男女の選手になる可能性が高いからです。

そして、真の目的であるスポーツの力による地域の活性化、スポーツ振興による県民が誇れる三重県づくりにつなげるためには、ネクスト選手世代の育成強化が必要不可欠だと思います。

そこで、ネクスト選手世代を含めた将来の三重県スポーツを担うジュニア世代に対し、どのように競技力向上を図っていくのかを辻局長に伺いたします。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） ジュニアの世代からの競技力向上にどのように取り組んでいくのかという御質問に対して答弁申し上げます。

競技スポーツへの入り口となるジュニア、いわゆる小・中学生ですけれども、彼らの年代は競技にまず出会い、その面白さに夢中になって、うまくなりたい、強くなりたいという思いが現れ、競技を純粋に追い求める重要な時期となります。

また、ジュニアの年代からの発掘・育成は、その後に国体の少年種別として、高校で成果を上げていただくということになると思いますけれども、これだけでなく、議員から先ほど御紹介いただきましたように、将来、県外の大学に進学しても、成年種別におけるふるさと選手として、三重県のために活躍いただくということが期待できます。強豪県と競り合い、本県の安定的な競技力確保のためにも重要な取組であると思います。

また、加えまして、ジュニアの年代から育成し、強化を続けた選手が成

長を遂げ、全国大会やオリンピックなどの国際大会に活躍することになった本県選手も何名かいらっしゃいます。

彼らは、また、三重県の子どもたちをはじめ、県民の皆さんにも大きな夢や感動、希望をもたらし、県民の誇りともなります。ジュニアの育成・強化は、こうした視点からも大きな成果を期待できる大変重要な取組であると考えています。

こうしたことから、ジュニア世代からの発掘・育成・強化は、今後も継続して進めていかなければならないものであると考えています。

取組を進めるに当たりましては、これまでの事業などについて、各競技団体からそれぞれの状況や課題などもお聞きし、競技の実態に合った、より効果的な取組となるよう努めてまいりたいと思います。

例えば競技人口の少ない競技におきましては、体験会の実施やタレント発掘事業の対象の拡充により、選手を発掘し、裾野の拡大に努めていきます。また、これまでの取組により、競技団体が複数の拠点地域において選手を育成したり、ジュニアクラブを中心として育成・強化をする仕組みによって成果の出ているものについては、引き続き支援を継続してまいりたいと思います。

加えて、優れた選手の育成には、優れた指導者の存在が不可欠であります。これまで取り組んできましたチームみえ・コーチアカデミーセンター事業は、当事業を受講しました指導者からも大変評価も高く、また実績も数多く出ており、アスリートとしての将来を見据え、成長過程に合った指導実践が行われますよう、引き続きこの事業を継続し、ジュニア世代の指導者養成にも取り組んでいきます。

このように、三重とこわか国体に向けて培ってまいりましたノウハウを生かしながら、ジュニア・少年・成年と中長期的に県全体の競技力を安定的に維持・向上できますよう努めてまいりたいと考えております。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 力強い御答弁をいただきました。ありがとうございます。

ジュニアの時期はとても重要な時期であると認識に立っていただいております。そのジュニアのそういう時期に、どうしても乗り越えていかなければならない課題がございます。それを次に申し上げて、その課題解決のための御検討を要望したいと思いますので、よろしく申し上げます。

学校部活動が地域部活動へと、令和5年度から、できるところから段階的に移行するとなっております。学校部活動が地域部活動へ変わっていく。令和3年度、令和4年度がその転換期です。

働き方改革はぜひとも実現して進めてもらわないといけないこと、私もそういう認識に立っております。そこは肯定していますが、週末の練習は今どうなっているかという、土日の午前、午後、午前、午後、4コマのうち、1コマの練習となっております。これが今の学校部活動です。これを否定するつもりも何もありません。

ただ、その中で幾つかの課題が出てきています。もっとレベルアップしたい子どもの地域での受皿がない。競技力の低下や競技人口の減少が危惧される。小学生時代と高校、その間で練習量のギャップが激しいというもので、小学生から中学生になるときに、学校部活動を選択せず、サッカーや野球を中心に、ここ一、二年、地域のクラブに入るということが広がっております。だから、野球においては、学校部活動が成立しないという事態が松阪市でも起こっております。

それとは別に、地域にクラブチームがない競技をしている子どもたちはもっとうまくなりたい、もっと楽しみたいという気持ちがあってもする機会がなく、子どもも親も不満がたまってきています。

このような状況を各競技団体や高校部活動顧問は、競技人口の減少と競技力の低下を招くと、大きな危機感を持っています。

学校部活動を地域部活動にという国の方針の中で、三重県においても、総合型地域スポーツクラブを県内四つの地域で立ち上げてモデルづくりをして、他の地域に広げることを目指しています。

県教育委員会保健体育課のその取組に、私は学びながら指導を受けまし

て、松阪市において、総合型地域スポーツクラブ中学生ソフトテニスチームをNPO法人と競技団体が、市の教育委員会や現場の先生に相談をかけながら立ち上げました。

次のスライドを見てください。（パネルを示す）松阪地区中学生ソフトテニスチーム、CHO1期生募集ですが、CHOというのは、挑戦、超越、頂点の「ちょう」を取っております。このチームの特徴ですが、競技団体である三重県ソフトテニス連盟松阪支部が、チームの子どもたちと直接関わることを担い、NPO法人が裏方の事務的業務や他種目の競技が参入してきたときの横との連携づくりの役割を担います。

競技団体は松阪市の競技選手を抱えていますので、指導者を見つけるのも難しくありません。そして、指導者に対して、中学生を指導するに当たっての資質向上のための講習会を開くことも可能です。

現在、サッカー、野球、ダンス等の競技の参入を計画しており、これが実現すれば、一つの総合型地域スポーツクラブの中で、子どもたちは一つの種目にこだわることなく、ほかの種目も体験できるようになります。そうすると、その子の適性に合った競技を見つけられることにもつながると、マイナー競技においては選手の確保につながります。

課題としては、二つあります。

一つは、練習場所となります。休日部活動の地域移行について、総合型地域スポーツクラブを活用するための受入れ環境整備は、行政の力をお借りしないと前に進みません。学校施設を総合型地域スポーツクラブに開放していく仕組みをぜひとも御検討いただきたい。

それと、二つ目は、各競技団体が地域部活動に主体的に関わり、裾野を広げて競技力向上を図ることに寄与していく、参画していくというんですね、そういう体制をつくるということが課題になると思います。私たちが立ち上げたこの松阪モデルをたたき台にいただき、ぜひとも前向きな御検討をお願いできればと思います。

私たちは、将来的に中学校体育連盟の学校対抗戦から市町対抗制に移行

することが、地域スポーツの活性化、地域づくりにつながり、各競技の裾野を広げて競技力を向上させ、高校への橋渡しになると思っています。12月28日には、それを見越して県営サンアリーナにて、令和3年第1回美三国三重市町対抗中学生ソフトテニス大会を開催いたします。この総合型地域スポーツクラブを生かすことがジュニアスポーツ王国三重の樹立への道だと考えております。よろしくお願いいたします。

最後になりました。四つ目です。三重県における児童精神の医療体制整備、並びに、医療機関としての支援についてです。

一つの事例を紹介させていただきます。ノンフィクションです。

S君は幼少の頃、友達の気持ちがなかなか理解できず、うまく友達と話をしたり、遊んだりするのが苦手でした。発達障がいも親御さんは意識しましたが、勉強はできたので、それほど深刻に受け止めませんでした。

小学校3年生、4年生頃に友達とうまくいかず、悩んでいるように見えました。その頃、うそをついたり、兄弟に強く当たったりすることが増えていきます。荷物や学校のプリントなどの整理ができずに、机の中やロッカーにはいろんなものが入っています。塾や習い事の宿題のことで、度々、親ともめるようになっていきます。

S君は、外圧的マスト、こうでなければならぬという、そういう時期が続き、そして強迫症を発症しました。床を素足で歩けない、ドアノブを触れない、だからティッシュペーパー、タオルを使いまくり、手を何度も洗い続けるという症状が出現したのです。

そのときに、親御さんは困って助けを求めたのです。学校関係者から、精神科医に診てもらったほうがいいよというアドバイスを受けて、まずは、有名な子ども心身発達医療センターに早速電話しました。

すると、今年度の予約は終了しています。令和4年度の予約は、令和4年になってからホームページでお知らせをしますので、それまでお待ちくださいと言われ、その次の病院では、早くて3か月待ちです。月初めの1日が初診予約の日ですので、その日に電話してくださいと言われ、次の病

院では、月の2日です、その日に電話してくださいと言われ、待ちが長くても予約を取らないといけないと思い、その次の1日、2日に電話すると、ずっと話し中、夕方につながったと思ったら、来月分の予約は終了しました、また来月電話してくださいと言われました。

他の病院も、どこもこのような状態でした。どうしようもないので、大人がかかる地域のメンタルクリニックに電話しました。Sクリニックは2月まで空きがありません。Tクリニックは今年度は空いていません。辛うじてS市のメンタルクリニックが中学生ということもあり予約が取れました。

強迫症発症から5か月が経過しています。診察を受けて、一刻も早く児童精神科医に診てもらったほうがいいと、その精神科医は言います。S病院に紹介状を書いてもらい、ようやく児童精神科のドクターにつながる事ができました。

児童精神科医に相談をかけたいと思って行動し始めて5か月の間、本人が一番苦しくて、つらかったことと思います。親御さんはじめ、周りの理解が全くないことへの苦痛は計り知れません。

そして、その家族、親御さんもまた、目の前で壊れていく我が子を見ることの苦しみ、そして不安に襲われます。何とかしようと思って注意をすると子どもとぶつかり、そのことで子どもの症状を悪化させてしまいます。

専門的な知識がないために適切な支援ができず、本人の行動に対して家族の誤った対応が起こり、本人の症状が悪化して、家族が疲弊していくという悪循環が、この三重県で起こっております。

このケースは、学校が絡んでいないレアなケースですが、ほとんどの場合、このような精神病や発達障がいの場合、学校ではスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとチームを組み、教育委員会が福祉と連携を図ります。時には、児童福祉司、児童心理司、臨床心理士につながります。

しかし、この先が大きな課題です。スクールソーシャルワーカーは、私

たちが話を聞いて、行動認知療法や服薬も含めた治療につなげたほうがいい、緊急性が高いと思っても、児童精神科に初診予約を取るのは非常に困難な状態です。

どこの精神病院も、その子どもの保護者から直での予約は困難であり、精神病院とつながりのある病院の紹介状が必要であるが、それでも予約がすぐに取れるとは限らないと言います。

県内六つの児童相談所を1人で担当している児童精神科医の高城ドクターも容量オーバーで、診療は非常に困難を極めて難しく、そのドクターの紹介状があれば、他の児童精神科医につなぐことはできるんですが、1人で県内六つの児童相談所を受け持っているため、相談するための予約すら取るのが難しいというのが現状です。

このスライドをちょっと見ていただけますか。（パネルを示す）中勢・伊賀地区、ここに載っている医療機関、私、全てに電話させていただきました。私が先ほど言わせていただいた事例と全く同じ状態でございます。

そこでお伺いします。

三重県における児童精神の医療体制整備、並びに、医療機関としての発達障がいや精神疾患の子どもたちをどのように支援していくのか、医療保健部、子ども・福祉部、病院事業庁にそれぞれお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 児童精神科の医師の確保の観点から、まず、御答弁申し上げたいと思います。

児童精神科医につきましては、小児科及び精神科にまたがる領域を専門とする医師ということでございまして、児童精神科医の育成を行っていくためには、まずは、その基本領域となる小児科及び精神科における専門医の育成が必要と考えてございます。

県では、これまで医師確保対策を総合的に進めてきた結果、県内の医師の総数は着実に増えてございます。人口10万人当たり医師数は223.4人で、

全国36位であり、増えてはおるんですが、依然として厳しい医師不足の状況にあるという現状でございます。

また、小児科につきましては、人口10万人当たり12.2人で全国33位、精神科においては12.1人で全国31位と、いずれも児童精神科の基本領域となる診療科において医師が少ないという状況でございます。

このような背景を踏まえ、県では、令和元年度に三重県医師確保計画を策定しまして、これに基づき、継続した医師の総数確保に取り組むとともに、小児科や精神科といった基本領域の専門医の確保にも取り組んでいるところでございます。

専門医の確保に当たりましては、平成30年度から開始されました新専門医制度に合わせて、県内の医療関係者で構成する三重県地域医療対策協議会の中に医師専門研修部会を設置いたしまして、地域医療の確保の観点から、専門研修プログラムの内容等について協議を行い、専門医の確保に向けた環境整備を進めているところでございます。

その中で、児童精神科領域につきましては、三重大学医学部附属病院の小児科専門研修プログラム及び精神科専門研修プログラムの両方におきまして、県立子ども心身発達医療センターを連携施設に含めまして、児童精神科領域に関する研修機会の確保に努めているところでございます。

さらに、小児科につきましては、専門医を確保するため、小児科を希望する医師に対するセミナーの開催でありますとか、研修会等への参加経費を支援する事業を令和3年度から開始したところでございます。

今後につきましても、児童精神科領域に関する魅力や達成感を感じていただけますよう、子ども・福祉部と連携し、児童精神に関する研修の受講等の環境整備を進めて、児童精神科医を含めた専門医の確保に努めてまいりますと考えてございます。

なかなかその児童精神科そのものを、領域がないということで、直接的に育成するというのが困難な状況の中で、やはりこの基本領域であります小児科、精神科の中で、そういった児童精神に触れていただく機会をつ

くっていった、そういったところへ研修に行っていたいただいたドクターの方が魅力を感じていただいて、将来、そこの道に進んでいただくような環境整備をしていくことが必要だと考えてございますので、引き続きそういう対応を続けてまいりたいと考えてございます。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 私からは、子ども心身発達医療センター等におけます取組について、お答えさせていただきたいと思えます。

県内の発達障がいの診療拠点施設となります県立子ども心身発達医療センターでは、受診希望者の増加に伴いまして、現在、診療枠を増やして診察に当たっているところでございます。

しかしながら、地域の医療機関において児童精神科の診療中止が相次いだことなどにも起因いたしまして、センターへの受診が集中しておりまして、初診待機の解消にはなかなか至らないという状況でございます。

受診希望の増加が続く中で、これらの御希望をセンターだけで全て受け入れるのが難しいことですか、あるいは、御本人にとっても、より近くの医療機関で診ていただけるというメリットなども考えまして、児童精神科以外の地域の医療機関でも一定の診療科が行っていただけるように、令和2年度から小児科医等を対象にいたしました発達障がい連続講座を開催しております。これまで延べ365名の医師に受講いただきました。

この講座によりまして、県内の四つの小児科で新たに診療に御協力いただけるようになったところでございます。こうした取組を進めていくことで、発達障がいの診療が可能な小児科医等を身近な地域に確保していきたいと考えておるところでございます。

また、その際、発達障がいの診療では、幼児期の状況ですとか生育歴、家庭や学校での行動などの聞き取りに細心の注意や多くの時間を要します。

講座を通じて診療を始めていただきました小児科医等が、それぞれの地域で子どもを継続的に受け入れていただくためには、その労力に見合うインセンティブも必要であると思っておりますことから、診療報酬の見直し

についても国へ要望してまいります。

また、発達障がいへの支援におきましては、早期発見・早期支援が重要であることから、子どもたちの身近な地域における支援体制の構築が必要です。

センターでは、市町において発達障がいの相談支援に当たる専門人材の育成を行い、地域の小児科医や関係機関等による支援体制の構築を進めているところでございます。

さらに、小学校で集団生活になじむことができない、あるいは、授業中に座っていることができないなどの困難を抱える子どもたちへの支援も必要でございます。このため、既に保育所等で導入の効果を確認しております支援ツールのC L Mと個人の指導計画、チェック・リスト・イン三重といたしますけれども、チェック・リスト・イン三重と個別の指導計画が発達障がい児が集団生活でも困難なく過ごすための支援ツールとなっておりますけれども、この小学校版を活用いたしまして、切れ目のない支援を進めてまいりたいと考えております。

今後も引き続き、センターの初診待機解消に向けました勤務医の確保ですとか、身近な医療機関における診療の充実に取り組むとともに、医療保健部と連携いたしまして、医師の児童精神科医療に対する理解を深めるなどして、発達に課題を抱える子どもや家庭への支援を充実してまいりたいと考えております。

〔長崎敬之病院事業庁長登壇〕

○病院事業庁長（長崎敬之）　こころの医療センターに関してお答えさせていただきます。

こころの医療センターでは、昭和60年に児童部門が、子ども心身発達医療センターの前身の一つであるあすなる学園として独立して以来、児童精神に係る診療につきましては、他の医療機関からの要請があった場合や直接来院された場合に、可能な範囲で対応してきているところでございます。

そうした中で、精神科医療における早期発見・早期治療の効果が高く評

価されるようになってきたことから、平成20年に、院内にユース・メンタルサポートセンターMIEを設置いたしまして、精神面での問題や悩み、不安を抱える若者やその御家族、あるいは学校関係者などからの相談に対応しているところです。

相談の件数は、ここ数年、約170件前後で推移しておりまして、内容としては、主に不登校や抑うつ、自傷行為、自らを傷つける行為や暴力行為などで、年齢別では、15歳以下に関するものが約20%、16歳から18歳に関するものが約25%となっております。

これらの相談には、現在、精神保健福祉士2名が専従で対応しておりまして、必要に応じて診療につなげたりしているところです。また、相談に対応するだけでなく、子どもたちや保護者、教員などを対象に、メンタルヘルスに係る研修なども実施しているところです。

これらについて、今後もしっかりと取り組んでいくとともに、スクールカウンセラーが集まる会議の場でも引き続き丁寧に説明して、周知を図ってまいります。

このほか、こころの医療センターでは、若年層に対する医療を充実させるために、昨年度から3年間の予定で、子ども心身発達医療センターに医師1名を人事交流の形で派遣しております。

今後、これにより得られる児童精神分野の専門的なスキルを院内で十分に生かし、また共有することで、若年層への医療の充実につなげるとともに、子ども心身発達医療センターとの連携を一層強化しながら、児童期以降にかけて途切れなく支援していけるよう取り組んでまいります。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） それぞれから御答弁をいただきました。

診療報酬の見直し、国への要望をしていきたいと。そこが、国が変わらないとということが根本にあると思いますので、私自身も国への要望ということは経験がありませんので、会派の皆さんと相談しながらやっていきたいなと思います。

私は毎年11月から、松阪市内の全ての幼稚園と小学校、中学校を訪問して、現場の様子を聞かせてもらっています。どの学校においても、特別支援学級籍の子どもと特別な支援が必要な子どもが増えているという話になります。ある学校のあるクラスでは、1対1の支援の必要な子どもが6割、7割に達すると聞かされました。昔の学校とは明らかに違います。このような実態が表れている背景には何があるのでしょうか。

私なりの見立てはあるんですけども、何が増えたかというのと、一言で言うと、親の愛情不足、愛着障がいや発達障がいと同じような症状が、同じような凸凹が起これと言われています。

この支援の必要な子どもたちは、自分は何で周囲と同じようにできないのか、誰も自分のことを分かってもらえないと悩み、いらいらしたり不安に襲われたりします。それに加えて、親からの虐待、貧困によって生活が困窮など、不適切な養育環境がそれと絡み合っただけで事態を複雑化、深刻化させて、うそをつく、暴力を振るう、不登校、突然キレるなどの表現が子どもから出てくるわけです。こうなる前に適切な処置をすることはとても大切です。子どもたちは大きなサインを出しています。

そのサインと向き合うことは、その子の行動をじっくり見て察知する、この子、何かあるなど。そして、その子と向き合い、じっくり聞いて、言葉を拾ってあげて、今の気持ちを理解して安心させてやって、本当のしんどい部分を引き出して聞いてあげる、そしてそのことを聞いた自分自身がどんな気持ちになったのかというアイメッセージを伝える作業が必要です。

これは、現場の先生の声借りると、そんじょそこらにあるもんじゃないという作業になります。なぜなら、生きづらさがストレスとなり、鬱や双極性障がい、強迫症を発症させて、自殺する危険性を生むからです。

昨年度、この国で自殺した児童や生徒は初めて400人を超え、その内訳は、小学生7人、中学生が103人、高校生が305人、計415人となっています。小・中学生の不登校は19万人以上、いずれも過去最多です。

学校が福祉、医療とタッグを組むことはとても重要であると言えます。

その間に入るのがスクールソーシャルワーカーです。スクールソーシャルワーカーの声に私たちはもっと真摯に向き合って、耳を傾けなければなりません。

最後に、スクールソーシャルワーカーの生の声を紹介させていただきます。知事の感想を求めたいと思いますので、早口でしゃべらせていただきます。

先生たちは早期発見、早期支援、早期治療を求めて、私たちスクールソーシャルワーカーに相談をかけてきますが、先生たちは忙し過ぎて時間が取れるのは放課後ぐらいしかなく、その時間から相談に乗って、学校としてのケース会議を開くことになりませんが、私たちは常勤ではないので、その次、この学校に来る日までできないとなります。

結局、家庭訪問は先生だけで行って、子どもの様子を伝えるけれども、親御さん的にはあまり危機感を持っていないケースが多いです。先生は、この子は間違いなく生きづらくなり、苦しくなると分かっているけども、スクールソーシャルワーカーにもタイムリーに相談できずに後手後手となり、スクールソーシャルワーカーと共に福祉や医療につなぐことも、今の三重県の医療体制では困難な状態です。

本来なら、この子はなぜ不登校になっているのか、様々な角度からひもといて見立てが必要です。それが現場でできるその子への早期支援となるからです。それができずに、全てが先生の肩にのしかかっている状態です。

だから、私たちは、学校に入るときは、支援の必要な子どもに寄り添う前に、学校の先生に寄り添っていかねばなりません。これが現実なんです。寄り添うって、先生たちが浴びている冷たい水を一緒に浴びることなんです。その先生の責任でも何でも無いのに、無力感に襲われ、自分は通用しないと自己否定して、その気持ちに耳を傾けて、共に前を向くことができるか。

でも、それができたととしても厳しい現実が待っています。重症化していく子どもたちを見ながら、自己否定をしていく先生たちが……。すみませ

ん。これ、ここ何度も駄目なんです。先生たちが病んでいくのは当然のように思います。

このスライド、最後に見てください。（パネルを示す）ほかの職種よりも精神疾患を患う先生たちは多いです。学校の先生たちが一人ひとりと向き合うことができるようにしてあげてください。これが一番の不登校対策だと思います。

スクールソーシャルワーカーを増やしても、それを活用する学校に体力がなければうまく機能しません。私たちスクールソーシャルワーカーの勤務についても、現場に即したものにしていく必要性を感じます。

また、早期発見するために知能検査、ウイスク知能検査をする場所と検査する人を増強してください。この検査待ちを解消するだけで大きく前進すると思います。

知事、すみません、残り2分ちょっとになりましたけれども、先生たちの悲鳴は子どもたちの叫びだと思うんです。今の教育現場を救わないと手後れになります。

10年前に、三重県は先進的に少人数学級をやりましたけれども、この10年間で他県にどんどん追いつかれて、いまだに三重県は40人学級で、この状況では不登校も減りません。学校の先生たちの精神疾患を患うのも救うことはできません。

すみません、最後に知事、よろしくお願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 教育の現場の生の声をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

私も教育に詳しいわけではないので、私の親族に教員をやっている人間がおりますので、話を聞いてみました。

帰りも遅くて、かつ自分でやったこともない部活動を教えなきゃいけないので、ビデオを見て、それで教えていると、そういう実態を聞きました。変えていかなきゃいけないところはたくさんあるなという気がしています。

担当の部局からも話を聞かなきゃいけないと思っています。

また、ADHDの子どもたちが増えているという実態、これは親が今まで気づかなかったところに気づいてきたというものもあるとは思いますが、子どもは、これからの国や三重県をしょって立つ大事な大事な人材、宝であります。そこに光を当てて、彼らや彼女たちが立派な、大きな希望を持って育っていけるように考えていきたいと思っています。

スクールソーシャルワーカーの方々の活動もしっかりと支えていかなくちゃいけないと思っていますし、御指摘いただいたような教員の活動についても、しっかりと対応していく必要があると考えているところでございます。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 知事、真摯な御答弁をいただき、本当にありがとうございます。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

これで終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。32番 服部富男議員。

〔32番 服部富男議員登壇・拍手〕

○32番（服部富男） 改めまして、こんにちは。

自由民主党会派、三重郡選挙区選出の服部富男でございます。

久しぶりの質問に立たせていただくわけでございますが、1年8か月ぶりということでございます。昨年度は副議長を就任させていただいて、質問の機会はなかったわけでございますが、しっかりと質問を今回もさせていただこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

第1番目に、コロナ感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の第6波を想定した保健所対応についてでございますが、今、三重県では、感染者ゼロという日々が続いております。非常に落ち着いた状況の中で進められているわけでございます。

この三重県で、一番最初に新型コロナウイルス感染症の陽性患者が見つかったという状況は、ちょうど2020年1月30日、これが初めての感染を確認された、三重県では、ということでございます。そしてまた、この約2年間の間、2021年の12月7日、昨日もゼロであったわけでございますが、1万4815名の方が感染されております。

そんな中で、発熱があったりせきがあったりというような状況の中で、どうしてもそういった方がまず最初に連絡をする、ちょうど県のホームページの中に、新型コロナウイルス感染症についての御相談などの個人の方という形で、一番最初に出てくる状況でございます。

そんな中で、保健所の対応が非常に厳しい状況であったのではないかなという思いでございました。ちょうど午前9時から午後9時まで、ちょうどその間も保健所の対応が非常に逼迫してきた。やはりPCR検査にしても、非常に多いときは、1週間で1万人を超える方がPCR検査を受けた、そういう方が1週間、2週間、3週間と続いている。そういう状況の中で、保健所の対応というものが、お一人お一人の職員の皆さんの対応も、大変

厳しい状況であつただろうと思います。

この感染の第1波から第5波までのピークが、ちょうど2021年7月から9月まででありました。第5波が非常に猛威を振るつた。この三重県でもピークは8月の中旬から8月の下旬にかけてでございました。8月22日から約1週間、8月26日、515人の最多を迎えた三重県の状況でありました。

そんな中で、8月22日から8月28日の1週間、この合計が2825名の方が新型コロナウイルス感染症の陽性であつたと。だけど、やはり保健所とか、そういった三重県新型コロナウイルス感染症対策本部のほうへもどんどんと電話がいったのではないかなと。これ、新型コロナウイルス感染症になつておるんじゃないかな、やはりそういった心配がある方は御家族も含めて、非常に急いだ状況の中で、はよしてくれ、あんたら、県が何しておんのやつて、多分いろんな厳しい御指摘も言われておられたのではないかなと思います。

これは保健所の方に限つたわけではございませんけれども、そういった状況の中で窓口業務という状況を、保健所の職員が、逆に一番何もないときにはもともと少なかったことも原因ではないかな、感染拡大のどのように対応していくのか、あらかじめ想定はしていなかつた部分もあつたんだろうと思います。

これは新型コロナウイルス感染症は、やはり災害と同じで急にやってくるがございますので、第6波のオミクロンの変異株が出てきておる状況の中で、今後、保健所の対応、これからの準備をしていくのは当然、必要であると考えますけれども、どのように対応していくのかお尋ねさせていただきます。

[加太竜一医療保健部長登壇]

○医療保健部長（加太竜一） 保健所体制につきまして、第6波に向けてどのように強化していくのかということで、御答弁を申し上げます。

県内で初めて新型コロナウイルス感染症の患者が確認されてから、議員からも御指摘がございましたが、間もなく丸2年ということでございます。

これまでの間、各保健所においては、県民の生命と健康を守るため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に真摯に取り組んでおり、長丁場の闘いが続いているという状況でございます。

保健所の体制強化に関しましては、今まで本庁と保健所間における保健師の応援調整、保健師や看護師などの会計年度任用職員の増員、県庁全体での応援職員の確保、検体搬送・電話相談業務等の外部委託化などに取り組むとともに、市町の協力を得まして市町保健師の協力体制を構築し、これまでに180名を超える方に支援をいただいているところでございます。

また、今年度につきましては、保健所の職員定数の増員も図りましたし、会計年度任用職員のさらなる増員を行うとともに、新たに人材派遣会社の活用にも取り組んだところでございますが、先ほど議員から御指摘ございましたように、8月の第5波のときには、これでもまだ全然足りないという状況で、かなりやっぱり現場は混乱、逼迫したという状況でございます。

そのことを受けまして、さらに第6波に備えまして、11月1日には保健所職員をさらに増員したことに加えまして、応援職員として350名をあらかじめリスト化をしまして、事前に業務マニュアルの配付やウェブ研修を行い、保健所から応援要請があった際には、速やかに即戦力として職員を派遣できる体制を構築したところでございます。

今後もこうした取組を進めまして、感染状況に応じて必要な体制を確保していきたいと考えてございますが、保健所の負担軽減を図るという意味では、こういった職員の増員も当然でございますが、感染拡大そのものを抑えていくことということが重要であると考えてございます。

これまでは、新規感染者数が2日連続で17人以上という基準を、感染拡大の予兆を捉えるシグナルとして活用してまいりましたが、今後は、感染再拡大の兆候を早期に察知し、より迅速な感染防止対策につなげるため、新規感染者数が2日連続で17人以上となった際には、感染拡大アラートを迅速に発出し、感染拡大の予兆を県民に伝えて警戒を呼びかけるとともに、その後もあらかじめ明確な基準を設けて、感染状況に応じて段階的に対策

を強化するなど、早期の感染防止対策にも取り組んでまいりたいと考えてございますので、この両面で引き続き取組を進めてまいりたいと考えてございます。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） どうもありがとうございました。

この次の質問、新型コロナウイルス感染症の対応ということで、職員の方の状況をお話させていただいたわけですが、第3回のワクチン接種も12月1日から始まっておりますし、私たちも2回接種して、このオミクロン株にはどうなのかという反応は、まだ分からない状況でございます。

実際に、まだまだ保健所の対応は非常に厳しい状況もあろうかと思っておりますので、どうかその辺のところも職員のいろんな状況を把握していただいて。特にちょっと今の新型コロナウイルス感染症相談窓口の一番最初に、電話で受診・相談センターというのが、これは委託業務か分かりませんが、三重県救急医療情報センターというところの方が、午後9時から朝の9時まで対応していただいていた。

これは新型コロナウイルスの感染には限らず、いろんな救急のいろんな病院の、熱があるんだけどどうだとか、けがをしたけどどうだとか、また、救急車を呼ぶ前の状況の中で、夜中の対応も非常に多かったんじゃないかなと心配はしていました。

これは委託業務ということで、三重県から発注をされた業者が、組織がやっつけているので、三重県は関係ないということもないわけでありまして、私、個人の考え方でございますけど、やはり電話をかけてくる人は分からないわけですよ。これはもう県の職員の人なんだという形で電話をかけてくるわけですから、私は委託業務の人間ですからということで、ややこしい話はすることもないでしょうし、これはもう当然、仕事としてきっちりと収めていただいているんだろうなと思います。そういう中で、しっかりとまたこれから対応していただきたいと思います。

次のコロナ対応職員についてでございますが、今も説明させていただいたことと同じことなのですが、やはり夜中の対応が非常に多いということで、県の職員の行政の皆さんも非常に夜を徹して努力していただいて、現在の新型コロナウイルス感染症が抑え込まれているというような状況も非常にありがたいなとも思います。

そんな中で、やはりなかなか職員の方は、自分が今の置かれている状況の中で、やはり新型コロナウイルスの対応の感染症対策に対して従事している方は、なかなか上司とか皆さんにはお話しはできないんじゃないか、自分で抑え込んでしまっているんじゃないかと。もうどうしようどうしよう、もうやはり夜中までやっていけば家庭のこともあるだろうと思いますし、自分の体調面のこともあろうかと思えます。実際に、そういった体調管理とか心のケアというものが、非常に重要になってくるんじゃないかな。

職員間のもちろん協力によって、今、新型コロナウイルス感染症対策は収めていただいておりますけれども、やはり総務部として心のケアをどのようにこれから考えていかれるのか、お尋ねさせていただきたいと思えます。お願いします。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫）　新型コロナウイルス感染症の業務に当たっている職員の業務量が増えていることに関して、心と体のケアについて御答弁させていただきます。

医療保健部を中心といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策の関係業務に従事している職員の、時間外勤務時間が非常に増加している状況の中で、いわゆる疲労の蓄積による心と体への健康被害を私どもも大変危惧しておりまして、特に長時間労働による疲労の蓄積は、脳、それから、心臓疾患の発症との関連性が強いということが知られておりまして、健康に障がいや及ぼす原因となることから、時間外勤務が多くなった職員への対応はますます重要だなどと思っております、いわゆる一人ひとりに寄り添った心身両面の健康管理について、現在取り組んでおるところでございます。

ます。

具体的に申し上げますと、時間外労働時間が月80時間を超える職員等に対しましては、疲労の蓄積ですとか自覚症状等の状況を個別に把握をいたしまして、必要な職員に健康管理医がおりますので、健康管理医による面接を行って、例えば健康障がいが危惧される職員がおりましたら、具体的に治療の勧奨ですとか、あるいは生活上注意すべき点とか、そういったものを指導させていただいています。

また、今度、心のほう、精神面での不調がいわゆる懸念される職員に対しましては、心身の健康相談窓口というのが、愛称ではここからルームという言っているやつなんですけど、これは本庁にあるんですが、この相談窓口と、先ほど申しあげました健康管理医が緊密な連携を取りながら、具体的な措置を行っているところでございます。

また、地域総合庁舎にはケア室を設置いたしまして、ケア職員、これは保健師なんですけど、ケア職員がここからルームと連携させていただきながら、職員に対する心身両面からの幅広い相談及び助言、指導なども実施させていただいています。

さらには、健康管理医が必要に応じて、所属長ですとか、安全衛生管理責任者、これは本庁では各部の副部長とか、あるいは地域機関であれば各地域機関の長が安全衛生管理責任者という形になっているんですけど、に対しまして、職員の心身面での課題ですとか、職場における健康管理についての助言、指導を行わせていただいております。

今後、新型コロナウイルス感染症対策の関係業務については、例えば第6波がもし来るとなると、さらなる業務の増加があるかもしれませんし、あるいは逆に収束の兆しが見えた場合、今、緊張感を持ってやっておりますので、もしかするとほっとしたときに、心身の健康に不安がある職員からの相談が増加していくことも十分想定されますので、ここからルームを拠点として、いつでも丁寧に対応できるような体制をこれからもしっかりと整えていきたいと考えてございます。

引き続き、職員一人ひとりに寄り添った心身両面の健康管理について、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） どうもありがとうございました。

御丁寧な対応をしていただけるということでございますので、私たちもほっとしておる状況でございます。

やはり職員は、災害のことも一緒なんですね、例えば鳥インフルエンザだとか、豚熱の問題とか、そういったときでも職員の方、防護服を着ながら現場に行かれるわけですよ。だから新型コロナウイルス感染症だけではなくて、やはり災害の起きたときには大変な努力が要りますし、精神的な強さも要るんだろうと思います。そんな中で、しっかりとしたケアをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、ちょっと次の質問に入らせていただきたいと思います。

2項目めでございますが、地域運動部活動推進事業についてでございます。

午前中の新政みえの喜田議員も、スポーツの今の複合型の総合型地域スポーツクラブのことについてもいろいろとお話いただきました。私の場合、文部科学省の関係で、教育委員会のほうは菰野町教育委員会、そして川越町教育委員会、朝日町教育委員会のほうに行かせていただいて、今のこの現状についていろんなお話をさせていただいてきました。

この事業の趣旨としては、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けてということで、休日の部活動の段階的な地域移行を目指すということでございまして、令和5年度をめどにこれから全国展開を図っていくんだという、国からの趣旨でございます。

特に、菰野町、朝日町、川越町の教育委員会といろいろとお話ししてきた課題について、ちょっと報告だけさせていただきたいと思います。

一つ目は、部活動の指導員の配置予算について、これをやはり不安に

思っておられるということでございます。第2に、指導員の確保ができていない、やはりこの地域の中にそれだけスポーツの経験のある方がどうしても小さな町にはなかなかいないんだと、だから外部の方をお願いしなきゃいけないんだけど、これもまた予算的な問題もあるんだろうと思います。

特に、スポーツ庁の提唱の総合型地域スポーツクラブがこの地域にはない場合、本当に小さな町がやっていけるのかなと、これもやはり心配しております。今のこのスポーツクラブは町にはあるんだけど、そのクラブには一つしか運動部のことがしていない、やっていない、それはほかはどうするんだというのを今後の問題として受け止めていただきたいと思っています。

休日の部活動の段階的な地域移行については令和5年度以降ということで、実施に向けて、各町の教育委員会も検討をしていきたいというお話もいただきました。

中学校の部活動は、教師の献身的な勤務に支えられているのが現状であります。運動部とか文化部も共に教師がボランティアでやっておられる、そして生徒が一生懸命にそこで練習している、そういうような状況の中でやっておるものですから、なかなか土曜日、日曜日、祝日、いろんな試合があっても、クラブの顧問を持っているとやはり一緒に同行しなきゃいけない、安心・安全のためにも、生徒を守るためにも行かなきゃいけないので、どうしたものかなと。だけど、それを一生懸命にやりたいという先生もおられるということです。

私は、例えば、その先生が言うのには、私はこの部が好きなんだから、この競技が好きなんだから一生懸命やりたいんだと、だから残してくれというお話もいただいております。だから、教師の専門性を高めるためにも、クラブ活動を続けたい教師がいるんだということです。

地域移行すると、特にスポーツクラブだとかそういったところの保護者の経済的な負担が、当然、増えてくるのではないかなとも思います。やは

りそのクラブに入るのには、それ相応の対価を払わなきゃいけない。今だったら、例えばジャージとかそういう靴とかそういうのをそろえて、みんなでクラブをやろうねということで参加はできるんですけども、やはり専門性があるようなところでいけば、靴はこういうふうな、ジャージはこうだ、ユニフォームはこうなんだというような、やはり負担がいろんな生徒にもかかってくる。それはスポーツを極めたい人にはいいか分からないけど、やはり運動したいなという方は専門性を求めるのか、それとも体の成長を支えるためにクラブをするのか、こういうような問題で、経済的に増えるのは困るんだということを心配していました。

それと、やはりスポーツクラブとかそういったところに行っただとしても誰が管理をするのか、誰が責任を持つのか、こういうのは非常に明確になっていないので、これから県の教育委員会、そしてまた、国のスポーツ庁、文部科学省としっかりとした対応を聞かせてもらおうとおっしゃってみえました。

ですから、この課題について、今、説明させていただきましたけれども、この部活動の地域移行について、今後、県はどのように各市町に対し、どのように進めていかれるのかをお尋ねさせていただきます。答弁、よろしくお願い申し上げます。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 休日の部活動の地域移行につきまして、御答弁申し上げます。

部活動は、目標を持って仲間と共に取り組むことを通じて、自主性や協調性、責任感などが育まれていく大切な活動でありますことから、生徒にとって望ましい機会を確保するというに加えて、教員の負担軽減を図り、持続可能なものとしていくことが求められています。

教育委員会では、令和2年10月に、有識者や関係団体代表者による検討委員会を設置いたしまして、持続可能な部活動の在り方を検討しております。

令和2年度の議論のまとめとして、本県の方向性として、部活動指導員などの外部人材の一層の活用、それから、休日の部活動の段階的な地域移行などとしたところです。

このうち、休日の部活動の地域移行につきましては、議員から御紹介がありましたけど、国においても、令和5年度から段階的に進めるとされております。本県では、今年度から、県内3市町4中学校をモデル校として、休日の部活動を地域団体に委ねる実践研究を行っており、平日と休日の活動の連携と引継ぎ、それから、活動地域に委ねることについての生徒や保護者の理解あるいは満足度などを検証することとしております。

具体的には、伊賀市で陸上競技部とバレーボール部、大台町でソフトテニス部がそれぞれのスポーツ専門の団体に、菟野町では陸上競技部、バレーボール部、ハンドボール部を総合型地域スポーツクラブに土日の活動を委ね、全体で今200名ぐらいの中学生の方が取り組んでいます。休日の活動を完全に委ねている部活動もあれば、1か月の休日の半分を委ねている部活動もあります。

これまでの取組の中で、多くの生徒から、専門的な指導が受けられて、意欲や技術が向上したという声を聞いております。一方で、学校代表として大会に参加する場合は顧問の引率が必要である、あるいは、けがや事故などの緊急時において円滑に対応できる体制づくり、また、地域移行できる部活動を増やすためには受皿の確保が必要といった課題が挙げられております。

また、モデル校では、現在、保護者の費用負担は求めているわけではありませんけれども、今後は誰がどのように費用を負担するかも課題となっております。

今後についてですけれども、令和5年度からの部活動の段階的な地域移行は各市町に関わりますことから、円滑に進みますように、市町教育委員会と県教育委員会が定期的に協議する場を設けたいと考えております。

その中で、モデル校の取組と課題を共有するとともに、各市町において

受皿となる地域スポーツ団体を把握するなど、休日の部活動の地域移行をどのように進めていくかの検討を進めてまいります。

それから、今の3市町4校のモデル校では、来年度は年度当初から地域団体に休日の部活動を完全に委ねた状態で、費用負担の在り方についても国の状況も確認しながら実践研究を継続し、令和5年度からの地域移行につなげられるよう取組を進めます。

こうした取組を通じ、市町教育委員会と連携して課題を解決しながら、段階的な地域移行に向けて取り組んでまいります。

[32番 服部富男議員登壇]

○32番（服部富男） どうもありがとうございました。

なかなかやはり地域には課題がありますものですから、今、菰野町もモデル校として200名の生徒さんが参加をしているということでございますけど、クラブはやはりまだまだたくさん種類はありますのでね、種目は、文化部もそうですが、なかなか人口の少ない町では対応しきれない部分というのがあるかと思えます。

また、国のほうにもしっかりと三重県の教育委員会として申入れをしていただいて、地域の教育委員会とも協力していただいて進めていただきたいと思えます。ありがとうございました。

次に、第3項目めのいじめ防止の取組についてであります。

平成30年の4月から三重県いじめ防止条例を施行し、今年で4年目を迎えております。毎年4月と11月をいじめ防止強化月間ということで、三重県の小学校、中学校、高等学校、様々ないじめ防止に向けた運動を開催されておる状況でございます。

今日は、私もピンクのこの、（実物を示す）スカーフではないんですが、これ、ピンクの紙なんですけど、ちょうど津田議員のテーブルにピンクの付箋が置いてありましたものですから、ちょっと拝借しまして、黙ってもらってきまして申し訳ありません。まだ今から謝っておきます。

このピンクは、やはり皆さんが御存じのように、今日は本来、県の職員

の方、水曜日ですから、ピンクのシャツとか何か小物をつけていただく日になっておるのかなというふうに、もう4月、11月ですから、12月は関係ないのかなと思うんですが、木平教育長、ちょっとピンクの薄く入った、それと、島上部長はピンクのばっちり備えていただきまして、私の質問に合わせていただいたのかなと思っております。ありがとうございました。

やはりこのピンクシャツ運動は、御存じのように、2007年にカナダのハイスクールでピンクのポロシャツを着た方が、生徒がいじめられていた、下級生の方。それを見た上級生が、やはりこれではいけないということで、皆さんも男子でピンクのポロシャツを着て、そして、今のいじめを抑えたというような行動がありました。そういったところから世界に広がったということでございます。

令和2年の10月に、県教育委員会では、令和2年度児童・生徒の問題行動・不登校等生活指導上の諸課題に関する調査の結果を公表いただいております。

全国の傾向といたしましては、その資料によりますと、いじめの認知件数は、前年度から全国は9万5000件余りが減少している。そんな中で、三重県は3年連続でちょうど317件も増えたということでございます。

もちろん、いじめの認知件数は、それを察知して理解したというところが認知ということになりますので、一概にいじめがたくさんあるから認知が多いという問題ではないだろうと私も理解はしております。

先月ですか、愛知県弥富市の中学校の中で、非常に悲しい出来事が起きました。三重県でも、今までこの長い間、いろんな事件もあつただろうとも思います。私も経験はしておりますけれども。

実際、いじめをどういうふうに認知するかということでも、やはりアンケートを取ったり、いろんな声を聞いたり、そういったところの件数がアンケートによるケースが非常に多いというふうにも思っておりますので、この資料にも書いてございました。

そういった状況を県として、学校の中で、教育委員会として、早い段階

でのいじめの適切な認知に向けてどのような取組を行っているのかを質問させていただきます。

それと、2点目は、先ほどの今の報告書の中で注目したのは、やはり携帯電話を使ったりなんかしたネットいじめの問題であります。特に小学校、中学生というよりも、高校生の方が非常に、今、パソコンなんかでLINEなんかでいじめの報告をしたり、インターネットでいじめをするような投稿をしたりしている事案が非常に多いのではないかなというふうにも思っています。

今後、教育委員会としても非常に心配されるところだと思うんですけど、インターネットを介してのいじめが増加するというのを危惧する中で、ネットの適切な使用方法を学ぶとか、そういった情報モラルに関する教育も始められると、どのような取組をされておられるのか、ちょっとお尋ねさせていただきますと思います。よろしくをお願いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） いじめ防止に関しまして、2点御質問いただきました。

まず、いじめの適切な認知についての取組についてです。

令和2年度の公立小中学校、県立高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は3764件で、御紹介がありましたけれども、令和元年度と比較しますと317件増加して、これまでで最も多くなっております。一方で、全国と比較いたしますと、1000人当たりの認知件数は、全国平均が39.7件で、本県は21.5件となっております。

その中で特徴的なのは、小学校低学年での認知件数や、学級担任による把握が少ないという状況になっております。

こうした状況を受けまして、県教育委員会では、いじめを把握する有効な手だてであります児童生徒へのアンケートにつきまして、これまでは、いじめがあったかなかったかという聞き方でしたが、令和2年度からは、困っていることや嫌な思いの具体例を示した上で、そのようなことがあつ

たかどうかを回答する形式に改善いたしました。こうしたこともあり、小学校低学年での認知件数は270件増えたというところです。

また、教職員に関しましては、例えば、いつも遅れて教室に入ってくるとか、1人で給食を食べているなどの、児童生徒を見守る具体的な観点をもとめた一覧を昨年7月に作成いたしますとともに、いじめとして認知すべき事例を具体的に示した確認リストを改訂いたしました。これらについて、市町教育委員会や校長会、教頭会で周知いたしますとともに、小中学校と県立学校の生徒指導担当者の研修会、あるいは初任者研修会でも活用して、教職員の認知力の向上を図っております。

今後も、全ての学校で学期に1回以上実施するアンケートや、教職員の日常の見守りを通じて把握したことを各学校のいじめ対策委員会などで共有し、いじめとして認知いたしました事案については組織的に対応するよう、周知徹底してまいります。

また、県立高校の中には、既にオンラインで困ったことや嫌な思いをしたことをいつでも学校に伝えられるような取組をしているところもあり、子どもたちがいつでも思いを伝えられるよう、こうした取組についても各学校に紹介をしてまいります。

それから、2点目の情報モラル教育についてでございます。

今、誰もが手軽にインターネットに接続できるスマートフォンが、高校生だけでなく、小中学生にも急速に普及が進んでおり、多くの子どもたちにとってインターネットは日常生活に欠かせないという状況になっております。

令和2年度の調査では、スマートフォンやパソコンを通じたいじめの認知件数は256件で、令和元年度は157件で、全校種で増えております。

こうした中でインターネットの使用については、いじめに至ったりトラブルに巻き込まれたりするということもございますので、県教育委員会では、インターネットの特性とか適切な使用方法につきまして、小中学生が理解を深められる指導資料でありますとか、保護者対象の啓発資料を作成

し、授業やPTAの会議などで活用できるようにしております。

あと、各学校では、警察や携帯電話会社などの協力を得て、情報モラルについての講演会、授業での講話もしてもらっております。

今後についてですけれども、SNSなどインターネットを介したやり取りは、周りの人には見えにくいことに加え、自分の意図しないところで拡散したりすることから、県教育委員会では、インターネット上での問題ある書き込みを検索するネットパトロール、あるいは、いじめや不適切な書き込みを県教育委員会に投稿してもらえるアプリ、ネットみえ〜るといっていますけれども、これを運用しています。

それで、現在、投稿内容や事例を参考にしまして、児童生徒が自ら考え、話し合うことで、インターネットの適切な利用を学び合える教材を作成しているところです。

今後、こうした教材も活用して、学校での指導に加えてPTAや保護者とも連携して、子どもたちがインターネットを正しく活用し、行動できる力と態度を育ててまいります。

以上です。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） どうもありがとうございました。

なかなかいじめは、発見するというか、認知するのは非常に難しいと私も思います。特に、インターネットのLINEとかそういったところで、どういうふうな誹謗中傷をされておるのかというのはなかなか見えてこないとも思っていますし、全国で中学生の方や高校生の方、小学生の方も含めて、非常にいじめによって自らの命を絶つとか、そういったことも起きております。非常に悲しい出来事や非情な経験を私たちも見てきました。

また、三重県は、この落ち着いた状況の中でございますけれども、いつ何どき、やはりこれも一つ状況が変わるか分かりませんので、その点、またしっかりといじめ問題に対しても認知をしっかりとやっていただいて、教育のほうもお願いしたいなと思います。

それでは、次の4項目のひきこもり、不登校支援についてお尋ねさせていただきます。

ひきこもり支援についてでございますけど、ひきこもりと不登校の支援をちょっと分けさせていただいております。

令和3年の10月に、仮称でございますけど、三重県ひきこもり支援推進計画、骨子案が示されております。ひきこもりに至る原因としても、いじめ、不登校が原因になる場合もありますし、ひきこもりが始まっていくケースも見受けられていると思います。進学や就職の失敗ということもあるのかと思いますけど、そのまま何でも家に引き籠もってしまうケースが数多くあるとも報告されています。

少子・高齢化、核家族化等の社会状況の中で、地域社会から取り残されてしまう御家庭があろうかと思います。特に、80代の親が50代のお子さんたちの生活の面倒を見てしまう、そういった誰にも相談もできずに孤立してしまう問題、いわゆる8050問題に対して我々も心配しているところでもございますし、県として今後どのような支援対応ができるのか、そして、その地域とのつながりを持たないひきこもり状態の家庭に対し、県としてどのような支援体制で臨まれるのかをお尋ねさせていただきたいと思えます。

[中山恵里子子ども・福祉部長登壇]

○子ども・福祉部長（中山恵里子） ひきこもり支援に取り組むに当たっての課題と考え方について、御質問をいただきました。

ひきこもりは、先ほど議員からおっしゃっていただきましたけれども、8050問題に象徴されますように、複雑化・複合化、長期化、高年齢化といった深刻な課題を抱えています。

実態把握のために実施いたしました相談支援機関ですとか、民生委員・児童委員等へのアンケート調査、あるいは、ひきこもり経験者や家族会の意見聞き取りなどからも、様々な課題があることが明らかになっています。

課題に沿って、今後の取組の考え方について、少し申し述べたいと思

ます。

まず、相談支援の充実強化についてでございます。

ひきこもりの当事者は、相談窓口自ら赴くことが難しいため、相談支援機関の半数以上が当事者に直接接触できていないという状況でございます。また、相談窓口等の支援情報が十分に周知されていないということで、どこに相談していいか分かりづらいといったような声も聞かれております。

そのため、私たちが待ちの姿勢ではなく、当事者やその家族の意向に沿いまして、情報を届けるアウトリーチなどをはじめとする訪問型支援の充実など、当事者やその家族の状況把握・早期対応を行うための仕組みづくりによって、相談支援の充実強化を進めていくことを考えております。

次に、これも課題ですけれども、切れ目のない包括的な支援体制づくりについてでございますが、ひきこもり当事者にとりまして、社会とつながる最初のステップとなる居場所などの社会資源が十分整っていないということで、また、支援者が当事者とかその家族に遭遇しても、適切な支援機関につなげられていないという事例もございます。

そのため、最も身近な相談機関である市町をはじめ、関係機関と共に支援機関の役割ですとか連携の在り方を検討しながら、県全体における切れ目のない包括的な支援体制づくりを進めていこうと考えております。

次に、ひきこもりに関する理解促進についてでございますが、ひきこもりに対しましては、甘えであるとか怠けであるとか、あるいは親の育て方が悪いといったマイナスイメージや偏見が、依然として根強く存在しています。そのため、民間事業者、民間支援団体等とも連携いたしまして、県民の皆さんに対して、ひきこもりに関する正しい理解を促進していくことを考えております。

こうした課題と基本的な考え方を踏まえまして、今議会においてお示しする予定の三重県ひきこもり支援推進計画、仮称でございますけれども、の中間案におきまして、具体的な取組の方向を整理してまいります。

誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択して、希望を持って安心して暮らせる社会を目指しまして、県民の皆さんをはじめ多様な主体と連携して、オール三重でひきこもり支援を総合的に推進してまいります。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） どうもありがとうございました。

次に、不登校支援について質問させていただきたいと思います。

今の令和2年度のこの資料に基づいてお話させていただきますけれども、先ほどの報告書、（実物を示す）この報告書によりますと、令和2年度における県内の公立小・中学校の不登校児童・生徒数は2439人に、前年度と比較して132人の増加をされているということでもあります。県立高等学校の不登校生徒数は760人、前年度と比較して18人の減少。特に小・中学校については、過去最多の不登校児童・生徒数であったということでもあります。

不登校児童・生徒にしっかりと支援を行うことが、若年層のひきこもりの防止にもつながっていくと思っておりますし、家庭に籠もる児童・生徒はどのように手を差し伸べるのか。特に、高校生に関しては、社会に出る一歩手前の世代でもありますので、必要な支援ができるといいのになとも考えております。

将来的なひきこもりの防止につなげるためにも、訪問型の不登校支援の取組もあろうかと思えますけど、力を入れていただいてはどうかと。また、社会に出る一歩手前の高校生にはどう対応していくのかをお尋ねさせていただきたいと思います。お願いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 不登校支援につきまして、御答弁申し上げます。

今、御紹介いただきましたけれども、令和2年度に県内の公立の小・中学校、高等学校を合わせて年間30日以上欠席となっている児童生徒は、合わせて3199人です。90日以上となっている児童・生徒は1559人で、そのうち、担任をはじめとした教員以外の専門的な相談者につながない児

童・生徒が530人で、不登校児童生徒全体の16.6%となっています。

長期にわたって先が見通せない状況というのは大変なことであり、少しずつでも前を向いていけるよう、昨年度から県が委嘱いたします不登校支援アドバイザー、あるいは経験豊かなスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが、学校と連携して家庭への訪問を重ね、不登校に至った経緯やその後の状況、思いを丁寧に確認した上で、一人ひとりに必要な支援を考えて進めていく訪問型支援の取組を始めたところです。昨年度は、こうした支援を22人の児童生徒に届けたところです。

本年度は、支援が必要な児童生徒に、引き続き訪問型支援を実施することに加えまして、地域の不登校支援の中核として、市町が運営する教育支援センターのうち3地域、鈴鹿市、津市、名張市をモデルに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを重点的に配置いたしまして、訪問型支援を拡充いたしております。こうした取組により、児童生徒や保護者の不安が軽減したり、考え方や行動が少しずつ前向きになってきているケースが見られております。

今後についてですけれども、こうした新たに配置した専門家の活動状況や事例などを検証いたしまして、令和4年度は専門家の配置を他地域へも拡充し、訪問型支援についても広げていきたいと考えております。

また、高校段階での不登校支援の課題の一つとして、小中学生対象の教育支援センターのような学校外で公的な支援を受ける場所がないということがあります。学校教育の出口である高校段階での不登校が長期化した場合に、将来的なひきこもりにつながりかねないということが危惧されます。このため、高校段階の不登校による生徒への学校外での専門的な支援につきまして、具体的な方策を検討し、できれば令和4年度から何らかの形で取組を始めていきたいと考えております。

以上です。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） どうもありがとうございました。また、しっかりとし

た対応をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

ちょっと時間がございませんので、すぐ最後の質問に入らせていただきたいと思います。

幹線道路網整備についてということでございますが、国道の306号線の私の質問は、地域のほうの菰野町がいろいろと質問させていただきました。やはり全体の国道306号は、津市から滋賀県の彦根市まで結ぶ88.5キロメートルということでございますので、津市から亀山市、鈴鹿市、四日市市、菰野町、いなべ市、そして滋賀県へ抜ける、こういった国道なわけでございます。

そんな中で、やはり私も県のほうへ、今回来させていただくときに国道306号線を通ってくるわけでございますが、非常に狭い部分もございまして、大きなトラックが入ってしまうと、もう渋滞が起きてしまうという現状もございます。

そんな中で、簡潔に質問させていただきたいと思うんですが、やはり国道306号線、これだけの88.5キロメートルある中で、やはり狭い道もあろうかと思っておりますので、そういったところの現状をやはりしっかりと調査してほしいということ1点と、やはり亀山市のほうにリニア中央新幹線が2045年をめどに来るだろう、駅舎ができたときに、やはり国道306号線は亀山市を通過して津市のほうに行ったり、そして亀山市から菰野町のほうへ来る、こういった滋賀県へ抜ける非常に重要な一般国道でございますので、そういった意味でしっかりとした整備をよろしくお願いを申し上げたいと思います。部長、お願いいたします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 国道306号の現状と今後の整備について、お答えさせていただきます。

306号につきましては、道路の構造、交通量、地元の要望等々から課題は整理しております。

このうち、特に優先的に改善すべき箇所として菰野町の田光の区間、そ

して、亀山市川崎町から鈴鹿市東庄内町の区間、この2区間について優先的に解決すべき箇所と認識しております。

各箇所につきまして、まず田光の区間でございますけれども、田光交差点から相生橋の区間110メートルについて、昨年度、事業化させていただきました。年明け以降、拡幅や線形改良の工事に着手する予定でございます。

亀山市川崎町から鈴鹿市東庄内町までの区間につきましては、現道の区間をバイパスする計画を立てて、令和2年度に事業化したところでございます。このバイパスにつきましては、鈴鹿亀山道路の事業の進捗状況、あるいはリニア中央新幹線関連道路の検討状況を踏まえながら、段階的に進めてまいります。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） 水野部長、ありがとうございました。

ちょっと急いで簡潔に御答弁いただきまして、ありがとうございます。今後どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

お待たせしました。一見知事に最後の質問でございます。

この北勢地域の道路ネットワークの整備についてということでございますが、先日は濱井議員が三重県全体の道路網の基盤整備ということで、質問されました。

特に知事は御実家が亀山市ということでもございますので、亀山市にちょうど横を通る安楽川のところから国道306号をずっと行くと、ちょうど知事のおうちの近くを通るんだらうと。私も何十年來の友人が同じ地区に、150メートルも離れていないところに住んでいますものですから、知事の御自宅には私も近いところを歩かせていただいたりなんかしております。

そんな意味で、ちょうど12月2日、長田議員が今のリニア中央新幹線の亀山市の問題を強く要望され、そして整備に向けてやっておられるということでございました。

私たちが三重郡に住んでいても、やはり近隣の四日市市、鈴鹿市、そしてまた、菰野町といったところのライン、非常に重要なことでもあります

し、鈴鹿亀山道路がしっかりとした、これから鈴鹿市から亀山市へ行くんだ、こういった強い要望もある、そしてまた、県のほうもしっかりとした動きがあると非常に喜ばしいことでもありますし、2045年に向けてリニア中央新幹線の駅が亀山市に来た、そしてその地域がどのように変わっていくのか、一見知事のお考え、構想をお聞かせいただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 先日も御答弁申し上げましたけれども、道路は、観光、産業振興、また、命を守る道路ということもございますけれども、危機管理、安全・安心のためにもなくてはならないものでございます。

三重県全体、道路、大分整備はされてきましたけれども、先日も11月15日、斉藤国土交通大臣のところ、三重県南部の近畿自動車道紀勢線、ぜひミッシングリンクになっていますので、よろしくお願ひしたいということをおっしゃってきたくてでございます。大臣、分かりましたと、こういうふうにおっしゃっていただいて、非常に心強い思いをしました。

また、北部も非常に重要でございます。北勢バイパスは令和6年度に一部開通、中勢バイパスは、令和5年度全線開通が見込まれているということでございます。

三重県北部は、中京圏も、それから近畿圏も至便の位置にありまして、非常に好立地でございます。重要なのはやっぱり交通機関でございますので、道路の整備はしっかりと進めていく必要があらうかと思っております。

議員から御指摘の国道306号、私、小学校のときにも通っていたところ、一部ございまして、平成20年、冬柴国土交通大臣が三重県に来られたときにそこを通っていただきました。

秘書官をしていまして、何で秘書官、そんなところを通るんですか、いや、ちょっと見てもらいたいものですからと言って、非常に狭い道、自転車通学していると大きなトラック、特に国道306号、最近、便利になってきましたものですから、大きなトラックが通るんですね。とても危ないところなんです、大臣というお話を申し上げた記憶があります。

だから、事業化したとは思っていませんし、そんなことはあつてはいけないと思っておりますけど、しかしながら、令和2年度に事業化ができて、前に進んでいるというのは非常に重要なことだと思っております。

まだ、事業化していないところもございます。例えば、鈴鹿亀山道路などでございます。これにつきましては、先日12月3日、NEXCO中日本の宮池社長にも話をし、検討をお願いしてまいったところでございます。また、鈴鹿亀山道路は、先日、私の同期の国土交通省道路局長にも話をしまして、これについても検討してくださいということを頼んできたところでございます。

道路は、先ほど申し上げましたとおり、三重県の発展のためになくはないものだと考えておりますので、これからも関係方面に強く働きかけるとともに、県としても整備に向けてしっかりとした取組をしていきたいと思っております。関係市町や経済界とも、連携をすることも必要だと思います。

また、さらに今後、リニア中央新幹線ができてくると、道路の重要性がますます高まってくると思っておりますので、そういったものも見据えながら、対応をしっかりしてやっていきたいと考えているところでございます。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） どうもありがとうございました。

やはり知事がおっしゃったように、私も訴えておるように、この地域の発展、北勢地域のやはり道路ネットワークというのも、非常に重要になってまいります。

東海環状線道路の北勢インターチェンジがちょうど令和6年ぐらい、まだまだこれからまだ3年、ここに北勢インターチェンジが開通するというような状況もあります。

そんな中で国道306号は、いなべ市の今の北勢から亀山市までの間、非常に重要な、運送関係とか一般の生活道路にも重要な道路であります。もち

ろん知事が、今、国土交通省の方をずっと国道306号を案内いただいたということでもございますけれども、やはり以前からたくさんの要望が出てきておることも事実です。

ですから、やはり今度は、亀山市、鈴鹿市、四日市市といった3市のネットワーク、北勢バイパス、中勢バイパス、そして四日市鈴鹿道路、鈴鹿亀山道路、たくさんの道路がこれから要望も出ておりますし、事業化もされていくでしょう。

やはり早くネットワークを構築することが非常に大事なことでないかな、計画をしてもそれから予算をつけなきゃいけないというのが、非常に大事な状況だと思います。

2045年、亀山市のリニア中央新幹線の駅ができたときには私はここにはいないだろうと思いますが、あと二十何年もありますから、生きておるかどうか分かりませんが、やはり地域の発展のためにも、物流、そして、この工業が非常に多いこういった状況、シャープでありトヨタ車体であり、たくさんの工業が盛んな地域でございます。

南部はほっとけというわけではございません。やはり北勢地域もそれだけの道路網をしっかりとした対応をしなければ、私は今後の三重県の発展も、そしてまた三重県全体が発展もないのではないかなという思いもございます。

亀山市が発展することもこれから非常に大事です。これから、知事が亀山市に住んでおられるので、亀山市、亀山市とはなかなか言いづらいところがありますけれども、しっかりと先頭を切って地域の隣接する地域、北勢地域をよろしくお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後 2 時20分開議

開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。42番 中村進一議員。

〔42番 中村進一議員登壇・拍手〕

○42番（中村進一） 新政みえ、伊勢市選挙区選出の中村進一であります。

一般質問、最後になりますけれども、一見知事には、連日のように心の籠もった答弁を期待したいと思っております。

新型コロナウイルス感染症、ようやく落ち着いてきたと思ったら、新しいオミクロン株が世界中にはびこっておりまして、いよいよこの日本にも入ってきたという状況でございます。

医療現場の皆さんをはじめ、当局には本当に大変ですけれども、引き続き万全の感染体制を取っていただきますようお願いしたいと思います。

まず、質問に入らせていただきます。

児童虐待への取組についてでございます。

8月31日、大阪府摂津市で3歳の男の子が熱湯を浴びせられて殺害され、母親の交際相手の男性が逮捕されました。毎日新聞の社説には、「なぜ命救えなかったのか」との見出しがありました。

私は、平成31年2月の代表質問で、東京都目黒区で起きた船戸結愛ちゃんの虐待死事件を取り上げました。そのときの資料を見ておりましたら、ある雑誌に、なぜ行政は救えなかったのか、よく似た見出しがございました。

そして、この質問の準備をしている最中に、11月20日の新聞には、三重

県にも虐待事件があったことが報道されました。

鈴鹿市の27歳の父親が、7歳の長男を殴ってけがをさせたとして逮捕された事件であります。またか、非常に残念な思いと、そして私も何で防げんだんやろか、そういう思いでいっぱいであります。しかし、誰よりも担当現場の皆さんが悔しい思いをしたのではないかとそのように思います。

三重県は、平成16年3月、全国初の子どもを虐待から守る条例を制定、そして、平成23年3月には三重県子ども条例を制定し、子どもの権利が尊重され、虐待の被害から守られ、そして里親委託の推進、施設の小規模化によって、子どもたちがより家庭的な環境で育つことができるよう目指してまいりました。しかし、児童相談所への相談件数は増えるばかりであります。

ちょっとグラフを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）子どもを虐待から守る条例第27条に基づく年次報告書によりますと、児童相談所による全国の児童虐待、令和2年度の相談対応件数、初めて全国で20万件を超えた。20万5029件になりました。そして中には、死亡する例も後を絶たないということでございます。

この中の青い折れ線グラフが全国の推移でございます。そして、オレンジの棒グラフは、これは三重県であります。三重県も令和2年度の児童虐待相談件数は3年連続の2000件超え、過去最多を記録しました。2315件あります。これは6年連続で最多記録を更新中であります。

コロナ禍で、保育所や幼稚園の休園、そして小学校の休校の影響かとも思えます。そして、先ほどの大阪府の件、あれの記事をもう少し読んでみますと、大阪府の事案でも、もし新型コロナウイルス感染症じゃなかったら子どもは保育所へ来ていてくれた。何とか見つけて、もしかしたら防げたかも分からない、そんな記事がございました。

そこで、まずお伺いをいたします。

新型コロナウイルスの児童虐待への影響です。どこまで把握していただいているのか。コロナ禍でドメスティック・バイオレンス、いわゆるDV

も増えているようですけれども、子どもの前でDVが繰り返される、いわゆる面前DVも心配であります。対策も含めてお答えいただきたいと思えますし、また相談件数が伸びていますけれども、2315件というのがほんの一部で、もしかしたら苦しんでいても電話ができない、そんな方たちもかなりいるんじゃないかとそのように思います。現場では、もっと何倍もいるよ、そんな声も聞いてまいりました。こうした状況の掘り起こしも大事ではないかと思えますが、当局のお考えをお聞かせください。

〔中山恵里子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 新型コロナウイルスの児童虐待への影響と対策についてお答えさせていただきたいと思えます。

児童虐待相談対応件数の状況でございますけれども、先ほど議員からも御紹介をいただきましたけど、令和2年度における県内の児童虐待相談対応件数は2315件で過去最多となっております。

近年は、身体的虐待の件数が横ばいとなる一方で、心理的虐待については増加傾向が続いているという状況でございます。ですが、特に令和2年度におきましては、心理的虐待の半数以上が子どもの目の前で親のDVが行われる面前DVであること。また、DVの相談件数自体が前年度比1.4倍ということで増加しているということから考えまして、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うDV事案の増加が児童虐待にも影響を及ぼしていると捉えているところでございます。そのため、DV対策と要保護児童対策の協議会を一体的に開催いたしまして、課題を共有いたしましたり、あるいはDV事案につきましてはより相談しやすい体制の整備として、令和2年6月からSNSによるDV相談を行っているところでございます。

また、これも昨年度の特徴になりますけれども、相談経路別で、市町からの相談件数が前年度から1割ほど減少しております。これにつきましては、学校からの相談が、まず市町に行われるケースが多いということを考えますと、新型コロナウイルスの感染拡大による休校措置等で学校関係者が虐待を見つけにくくなったということも一因ではないかと考えており

ます。

そこで、潜在的なケースの掘り起こしについてでございますけれども、育児等に深刻な悩みを抱える保護者が新型コロナウイルスの影響でさらに孤立して、児童虐待のリスクが高まるということは大変心配されるところでございます。こうした孤立無援の状況に追い込まれて、自ら相談することが難しい方を見つけ出して必要な支援を届けることが、これまで以上に重要となっていると考えております。

孤立した妊産婦ですとか、子育て世帯、その子どもを誰一人取り残すことがないように、市町の子育て世代包括支援センターですとか、あるいは子ども家庭総合支援拠点の整備を促進いたしまして、連携強化を進めることで、母子保健と児童福祉の一体的な支援体制を構築していきたいと考えております。

また、地域の見守りの目が届きにくい外国につながる子どもたちについては、児童相談所に外国人支援員を配置するなどして、寄り添った見守りを行ってまいります。

さらに、令和4年度からは、全国で一斉に開始されますが、SNS相談の活用についても進めていくこととしております。

こうした取組を通じまして、孤立し育児等に深刻な悩みを抱える家庭をしっかりと捉えられるよう、市町とも連携しながら様々な手だてで取り組んでまいりたいと考えております。

〔42番 中村進一議員登壇〕

○42番（中村進一） 御答弁いただきました。

ここに資料を用意させていただきました。（パネルを示す）先ほどLINEのお話が出ました。伊勢市子ども家庭相談センターが発行しているこの資料なんですけれども、先にLINEで友達にということになってもらって、我々の世代じゃなしに若いお母さん方など、電話よりもLINEでちょっと相談したり、あるいは子どもさんたち、中学生とか高校生、そういった人たちも入りやすいということで、去年の12月からずーっとやっているん

ですけれども、先ほど聞かせてもらいましたら、友達申請が255件で、そうして相談が、既に108件入ってきている。中には、先ほどの子育てとか、しつけとか、そういったお母さん方の声から、やはり友達関係とか、学校のこととか、結構深いそんな話も出てきているということで大変効果があるということですので、こういった先ほどおっしゃっていただきましたSNSで相談を始められるというのは非常に効果的かなと思いながら聞かせていただきました。

また、県がそういうことを取り組むということ、これ、（パネルを示す）ペーパーの裏のほうですけれども、ぜひ、また参考にさせていただければと思います。

児童虐待の次ですが、先ほど触れました鈴鹿市で起きた一時保護を解除した後に自宅に帰って虐待を受けた。この件についてお伺いいたします。

10月6日に、自宅で長男の顔を椅子で殴るなどして顔に全治1か月のけがを負わせたとして、父親が11月17日に逮捕されたものであります。これ、全部新聞記事なので、事実関係はそういう状況でございます。新聞によりますと、長男は6月にも父親から暴行を受けたとして鈴鹿児童相談所に一時保護されていましたが、1か月ほど保護した後に父親が反省の態度を示し、長男も帰宅を望んだために一時保護を解除し、家庭復帰をして同居を認めたとなっております。

この対応について、知事からも、結果として再度の暴行につながってしまったことは残念だが、当時の児童相談所の判断については適切であったとの報道がありました。しかし、警察からは、2014年にも生後9か月だった長男への虐待のおそれを児童相談所に通告していたとありまして、日常的に虐待があったのではないかと調べているという記事でございました。

今回、鈴鹿市の男児は亡くならないかもしれませんが、私には大阪府の事案と大変よく似たというよりか、ほとんど同じケースのように見えてしまっております。

本県では、昨年度から全ての児童相談所へAIシステムを導入するなど、

適切で迅速な一時保護によりいち早く子どもの安全を確保するために取り組んでこられました。保護した子どもを家庭に戻す際にも、再発のおそれを適切に判断できるように注意を払うことも大切であろうか、そのように思います。

各児童相談所で行うこの家庭復帰の判断、本当に今回も難しかったのではないかと思います。こうした判断をサポートする仕組みとして、今度、これからそういう検討が必要じゃないかと私は思っておりますが、一時保護解除、家庭復帰を適正に行う仕組みについて、当局の考え方をお聞かせください。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 一時保護の解除の仕組み、あるいは考え方などについてお答えさせていただきたいと思います。

児童相談所では、子どもの安全を確保することを最優先に考えて、安全な家庭生活が確保できないと判断した場合には、ちゅうちょせず一時保護を行っております。同様に、一時保護を解除して家庭復帰させる際にも、子どもの安全を最優先に考えており、子どもが安全に生活できるようになったかをより慎重に確認しています。

児童相談所では、関係機関の援助体制、それから再発の危険性、保護者の協力姿勢、また問題が起きた場合に速やかに安全が確保できる体制などを丁寧に確認した上で解除を決定しております。

具体的には、保護者が子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできるか。それから、子どもが保護者に対する恐怖心がないか。そして、保育所などによる見守りや支援体制が確保されているか。あるいは、祖父母など親族等から必要な援助が得られるかなど、子どもや保護者に加えまして、家庭を見守る環境など様々な視点で調査を行っております。

そうしたことを基に、家庭の強みとか弱みを分析して、なお心配される点については、家族と面接を重ねる中で確認しながら、子どもや家族の心身の状態、就労の状況なども含めた総合的なアセスメントを行った上で、

保護解除の決定をしております。また、このアセスメントの内容は、解除の前に地域の関係機関等と共有しております。家庭復帰後には、児童相談所や市町、関係機関が分担して、家庭訪問を繰り返し行うということで継続した見守りを行っているところでございます。

一時保護は、子どもの安全を確保する制度ですが、行動の自由などの子どもの権利を制限する制度でもございます。ですので、各児童相談所では細心の注意を払いながら、適正に解除の判断が行われていると認識しております。

一方で、今回発生した議員から紹介いただきました事件など、その結果につきましては、大変重く受け止めております。このケースについても、有識者等で構成する子ども相談支援部会等の場で振り返りながら、再発の防止に努めてまいりたいと考えております。

〔42番 中村進一議員登壇〕

○42番（中村進一） 答弁を聞かせてもらって、非常に難しいかなと思わせていただきました。

本当に丁寧に対応はされておりますけれども、今回の事案のようなことが起こるんですね。もし、この子は亡くなっていたらと考えますと、本当によかったのかな、もっと関心も高くなってくるんじゃないか。一方で、子どもの権利、いわゆるアドボケートも含めてですけども、子どもの声を聞く、そういったことも三重県は大事にしているということで非常に難しいところがあるかな、そんなようなことを感じさせていただいております。

引き続き、いろんな関係機関と連携して進めていきたいなと思っております。

もう一点、社会的養育推進計画の見直しということで聞かせてもらいます。

三重県の場合、全国でもそうですけれども、虐待などいろんな理由で親と暮らせない子どもは、児童養護施設や乳児院、里親や、またファミリー

ホームで養育されるわけでありませけれども、厚生労働省、児童福祉法の改正を踏まえて、里親委託の推進、そして一時保護の改革などの目標を定めた社会的養育推進計画を全国の県で定めるようにということが求められました。

三重県も三重県社会的養育推進計画を定めました。

この計画、令和2年度から令和11年度までの10年間になっているんですけども、前期は令和6年度まで、後期は令和7年度から令和11年度となっております。前期及び各期の中間年を目安として、計画の進捗状況の検証結果を踏まえて、必要な場合には見直しを行うということになっております。目標の指数は、里親委託など9項目を設定し、かなりハードルが高い数字と言われております。この計画に対して、児童養護施設の運営に関わっている現場からは、新型コロナウイルス感染症の関係で子どもたちの環境がめちゃくちゃ変わってしまっているじゃないか。子どもたちが抱える問題に答えられる養護施設の人的体制をもっと整えたいんだ。医療的ケアの必要な子どもや里親委託がなかなか困難なケアの必要な子どもも増えてきているということでもあります。こういった現場の実態に即した社会的養育推進計画の見直しをしていただきたいという声がございます。

社会的養育推進計画の見直しについては、令和2年3月2日に、杉本熊野議員が質問し、当時の鈴木英敬知事は、必要に応じて取組や計画を見直すということも含めて、関係者、関係団体との意見交換を丁寧に行うということを目指しながら進めていきたいとえらい長い答弁でありましたけれども、私は、ぜひ現場の声をしっかりと聞いていただいた上で、前期の中間年であります令和4年度に見直しをしていただきたい、していくべきだと考えておりますが、当局の御見解を聞かせていただきたいと思っております。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 三重県社会的養育推進計画の見直しについての考え方についてお答えさせていただきます。

三重県社会的養育推進計画の実施に当たりましては、県の社会福祉審議

会の児童福祉専門分科会での審議体制を強化するとともに、有識者等で構成いたします里親委託推進委員会のほか、里親会や児童養護施設協会などの関係者と随時意見交換しながら、その進捗を管理しているところでございます。

しかしながら、議員がおっしゃっていただきましたように、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、子どもを取り巻く環境が大きく変化するなど新たな課題が生じておりますことから、先ほど議員も御紹介いただきましたけれども、この計画の前期中間年に当たります令和4年度、見直しを考えているところでございます。そのため、来年度には計画策定時にも意見をお聞きした里親の方ですとか、施設関係者などをはじめ関係団体とも意見交換を行い、現状や課題を調査した上で必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

〔42番 中村進一議員登壇〕

○42番（中村進一） 令和4年度で、必要な見直しを考えておられるということで、私も施設の関係者の方、何人かに聞かせていただきました。

本当に大変な状況の中で、お子さんもそれぞれ育った環境とかいろんなことが違うので、もう何でもかんでも里親ですぐいけるのか、それだけ里親が育っているのか、子どもは大丈夫なのか、そういったなかなか外に出せないようなそんな話もぜひ聞いていただいた上で見直しをお願いしたいと思います。

それから、知事にお伺いします。

児童虐待なくすために、ずーっと児童相談所の皆さん方、本当に時間を惜しんで現場ではもう皆頑張っているんですね。ぜひ知事には、やっぱり先頭に立って、日本で初めての児童虐待の条例もできて、それを運営しておるわけなので、知事の決意を、児童虐待をなくすための決意をぜひ聞かせてください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 世の中には、親から見捨てられた子がおります。その

子に寄り添う他人もおります。親から手を上げられる子どももおります。そうした子どもを少なくして、最終的にはなくしていくということが我々に課せられた使命だと思います。

私も、この年まで馬齢を重ねてまいりましたが、子どもたちに住みやすい三重を残すこと。それから子どもを守れる社会、つくっていくこと。これが、私の最大の使命なんだろうと考えているところです。

11月に児童相談所と警察による立入調査の合同訓練を視察してまいりました。仕事が立て込んでいるので、ちょっと行けないかもしれませんという話を実は秘書課からいただきましたけど、悪いけどこれだけは行かせてほしいということをお願いして見てまいりました。

児童相談所も警察も一生懸命やっていました。

私、この職に就く前に何度も、議員と同じですけれども、テレビで児童虐待の話を聞きます。耳を洗いたくなるような気持ちになっていました。

一つのやっぱり大きなポイントは、そのとき思ったのは、やはり自分も行政組織におりましたからそうなんですけど、自分の守備範囲があって、守備範囲の外にあると、これは対応せんでもいいと思っている公務員はあまりいないんですけど、できやんの違うかなと思う公務員がやっぱりいるんです。それはもうしょうがないことなんです。なので、その守備範囲を超えて子どもを守るという意識を持って、重なってもいいじゃないかとそういう思いでやっぱりやっていくのが大事だろうと思っているところでありまして、その訓練を見せていただいて、児童相談所も警察もそれから学校も市町もそういう思いを持ってやってくれている。関係者にも確認しましたが、それがよく分かりました。

三重県ではかなり進んでいるということも確認ができました。

でも、それでも児童虐待は起きてしまう。それを何とか止めていくのは、我々一人ひとりの心がけだとも思っています。

子どもをあえて虐待したいと思っている親はいない、あるいはいないというふうにも思いたい。なぜそういう親が出てくるかということだと思

ますが、やはり心がうつむいてしまう。うつむいた心で子どもに接してしまうと虐待してしまうこともある。であれば、その親御さんに寄り添って、その人がそういう心を起こさないようにやっていく社会の仕組みをつくるということが大事だとも思っています。

これから、あらゆる手だてを尽くして、児童虐待がこの世からなくなるように努力していきたいと考えているところであります。

先日の訓練のとき、私、挨拶をさせていただく機会がありまして、そこで「ペイ・フォワード」という映画の話もさせていただきました。これ、2000年にできた映画です。フィクションではありますけれども、悪意は伝染していきます。それを誰かがどこかで止めれば、傷つく親もいないし傷つく子どもも少なくなってくる。だから、誰かが嫌な気持ちをほかの人にぶつけないで止めましょう。もっと言えば、いいことをほかの人にしていけば、世の中よくなっていきます。児童虐待は精神論だけでは語れないと思いますが、そういう気持ちも大事だと思います。

また、加えて先ほど申し上げましたが、社会の仕組みをきっちりとつくっていったら、児童虐待の兆候も見逃さないようにしながら、また関係機関が自分の守備範囲だけではなくて、自分の守備範囲を超えても仕事するというような気持ちで、児童虐待を撲滅していくということを邁進していきたいと考えております。

[42番 中村進一議員登壇]

○42番（中村進一） 一見知事、ありがとうございます。

決意を聞かせていただきました。

しかし、本当に難しい課題だと思います。こんな短い時間で語れる部分ではないと思いますけれども、ぜひその決意で、やっぱり撲滅に向けて推進を、全体を推進していただきたい、そのことをお願いしていきたいと思っております。

次は、質問するのもなかなか難しい自治体のデジタル化についてであります。

今年の9月1日に、前菅内閣の目玉政策として、デジタル庁の設置などを盛り込んだ新法と個人情報保護法の改正などデジタル改革関連法が成立しました。この結果、今、国や地方の行政手続のオンライン化やデジタル化が急速に進められようとしております。自治体業務は大きな転換期に来ていると思います。

私には、国のDXとマイナンバー促進を急ごうとする焦りにも見えます。

昨年12月、自治体デジタルトランスフォーメーション、DX推進計画が国によって策定されて、5月にはデジタル改革関連法が成立し、それぞれの自治体はいや応なしに対応に迫られているのではないかと思います。

この計画の中では、自治体の情報システムの標準化、共通化等デジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として足並みをそろえていく必要があるという表現です。一言で言うと、1700余りの自治体のシステムを一元化して、国が一括管理しますよと聞こえます。

これを受けて、三重県も誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化社会の実現に向けて、全国に先駆けた取組を加速させていくことになりました。

そこでお伺いいたします。

まずは、自治体DXを急ぐ狙い、そして目的を分かりやすくお示しいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔三宅恒之デジタル社会推進局長登壇〕

○デジタル社会推進局長（三宅恒之） 自治体DXを急ぐ狙いについてというところでございます。

自治体DX推進の意義でございますけれども、先ほど議員から御紹介ありました自治体DX推進計画というものの、国のほうございまして、その中で自治体のDXは、デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会というデジタル社会が目指すべきビジョンを実現するために、自らが担う行政サービスに

ついて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくとさせていただきます。

端的に言えば、多分デジタル技術を活用した業務の効率化と県民サービスの質の向上を目指していくということだと思っています。これ、急ぐ背景ということでございますけれども、今般の新型コロナウイルス対応における給付金の支給などにおきまして、行政分野におけるデジタル化の遅れが明らかになったところでございます。こうしたデジタル化の遅れは、必要な情報の入手に時間がかかるであるとか手続を行う際に窓口に出向く必要がある、あるいは何度も同じ書類の添付を求められるというような住民や事業者の皆さんの利便性を損なうということとともに、必要な支援が必要な時期に届かないというような原因にもなっておりまして、やはりこれは対応は急務だと思っております。

また、本県であれば、新型コロナウイルス感染症の蔓延以前から、今後の人口減少による労働力不足、行政の担い手が減少していくということを踏まえまして、自治体経営の在り方を見直す必要性を認識しまして、デジタル技術等の活用に取り組んでまいりました。これは、市町においても同じだと思います。これを今後も自治体としまして、多様化、複雑化する行政ニーズに的確に対応して、必要な住民サービスの提供を行っていくためには、やはりこのD Xの推進によりまして、既存の制度、業務を大きく見直す必要があると考えてございます。

このような背景を考えますと、自治体D Xの取組は早急に進める必要があると考えてございます。また、デジタル技術を活用した業務の在り方の抜本的変革を進めていくためには、職員の意識変革と併せまして、様々な既存の制度の仕組みや情報基盤の見直しなどが必要でありまして、やはりこれは多くの時間を要するということもございますので、セキュリティーの確保など守るべきものは守りつつも、やはりスピード感を持って自治体D Xの推進に取り組んでいきたいと考えております。

[42番 中村進一議員登壇]

○42番（中村進一） 何かええことばっかに聞こえましたが、それでは、次に、自治体システムの標準化とか共通化をやっていくということですが、この影響についてもつながってくるので質問させていただきます。

自治体DXの特徴は、先ほど申し上げましたけれども、全国1700余りの地方自治体のシステムが、住民の利便性の向上、地方自治体の行政の効率化につながるということで、自治体情報システムの標準化を行おうとするんですね。標準化対象の事務が政令で決められておまして、児童手当から、住民基本台帳から、選挙人名簿からずーっと固定資産から、住民税からずーっと17項目が今挙げられているんですが、これから戸籍事務とか、それから印鑑証明、合わせて20項目になってくるといふようになっております。住民のデータ、情報が丸裸になってしまいます。塊ですね。令和7年度までに全ての情報を一元化して管理しようとしているように見えてなりません。

最近のニュースで、みずほ銀行では、トップ3人が、この4月にはシステム障害が頻発して、もう辞めんならんということになっておりますし、さきの新聞では、自治体や病院などがサイバー攻撃を受けて、データを暗号化されて、復旧と引換えに金銭を要求するこのランサムウェアというコンピューターウイルスに感染したというニュースも入ってまいりました。

本当に個人情報って守られていない中で、一本化していくの大丈夫かな、そんな感じがするわけであります。

もう一つ、自治体システムの標準化・共通化をしていくということになりますと、市町にとっても多大な作業量になると思います。20項目のシステム変更に係るこの費用も、莫大なものになるという心配の声が出てきております。県内29の市町の状況は、財源や人材にも格差があります。自治体のDXが急激に進むことで、取り残される自治体も出てくるのではないかと、そういう心配があります。

お伺いいたします。

そもそも自治体情報システムの標準化・共通化、これは一体何なのか、その狙いは何なの、システムの安全性は大丈夫なのか、標準化・共通化については、自治体の規模や人材にとって多大な、先ほど申し上げましたけど、負担がかかりますけれども、この辺の県のサポートそういったものはどうなっているのか、聞かせてください。

〔三宅恒之デジタル社会推進局長登壇〕

○デジタル社会推進局長（三宅恒之） 自治体のこのシステムの標準化・平準化の概要と、それから安全性の観点も含めて聞きたいということ、それから県として市町どう支援していくのかというお尋ねでございます。

まず、この自治体の標準化・平準化につきましてですけれども、まず自治体の情報システムは、これまで各自治体において、住民ニーズへの対応であるとか、利便性向上の観点から、それぞれにシステムの調達をしまして、独自に機能を追加する等の変更を行ってきました。その結果、この開発とか維持管理、制度改正に伴うシステムの改修などの際には、個別に、個々に対応が必要ということになっておりまして、これまでも多大な人的・財政的負担が生じているということが指摘されてきたところでございます。

また、同一の事業者のシステムを利用したとしても、自治体ごとに画面構成であったりとか、あるいは様式とか帳票等が異なる場合もありまして、それらを利用する住民の方や事業者の皆さんにとっては、自治体ごとに個別の対応が必要になるといったような不便さを感じる一因となっております。

先ほどおっしゃいましたように、これら標準化を義務化していくということで、今、17業務、もう少し追加されても20業務ということでございますけど、まずそれをやっ払いこうということで、今、個々にありますそういうシステムを、国が運用しますガバメントクラウドに移行するということを行います。

今回のこの標準化につきましては、国によって単一のシステムに統合す

るといふものではございませんでして、この標準の仕様に基づいて、先ほど御紹介がありました自治体の住民基本台帳であるとか、固定資産台帳のようなそういう個々の業務ごとに、いろいろな様々な事業者によって開発されたシステムがガバメントクラウドという上に複数提供されますので、それを各市町のほうで、価格であったりとか保守体制であったりとかというそういうサービスの内容を見まして、要件に合ったシステムを選んで利用していくという形でございます。

ですので、標準化したシステムを利用することで先ほどの個々の開発とか維持管理、制度改正に伴う改修等が必要なくなりますし、それから様式や帳票も標準化されますので、住民や事業者の皆さんにとっても利便性が向上するというところでございます。

また、その安全性の部分でございますけれども、個人情報データの取扱いに関しましては、今回の標準化を行った後でも、データの保有やそれから管理する主体は引き続き各地方公共団体ということになっておりまして、国がその個人情報を含むデータを一元管理するとか、あるいは地方自治体が他の地方自治体の情報にアクセスしたりということとはできないという構造になってございます。

それから、セキュリティーの面では、人的なセキュリティーの部分、研修であったりとか不審なメールは開くなというようなそういう部分は引き続き必要でございますけれども、標準化したシステムが提供されている国が運用するガバメントクラウドという部分につきましては、そこの技術的安全性については、不正アクセス防止であったりとかデータの暗号化という部分については、最新かつ非常に高度なレベルの情報セキュリティーが確保されておりますので、ここも安全に運用されるものと考えてございます。

それから、市町への支援の部分でございますけれども、御指摘のとおり今回の標準化に伴いまして、各市町では、この標準仕様に基づいた業務の流れとそれから現行システムの違いを洗い出しまして業務の見直しを行う

ほか、この現行システムからの切替えに係る様々作業を進めていくということが必要になってございます。このため、移行期限の令和7年度までには、相当の労力が必要とされるということが想定されております。

一方、県のほうは、先ほどこれを義務づけている地方公共団体情報システム標準化に関する法律部分におきまして、県は市町に対し、標準化のために必要な助言、情報の提供、その他の措置を講ずるように努めるものとされてございます。このため、県としましては、県と市町間の連携を強化して、行政のDXを推進していくために設けました三重県・市町DX推進協議会の部会等におきまして、市町間の課題であったり、進捗状況等の情報の共有であったりとか、国・事業者からの情報を迅速に提供するというようなことを行うとともに、専門家による研修であったり、勉強会等、積極的に開催するなど、市町が円滑に対応できるように支援していきたいと思っております。また、各市町の意見や要望を細かく聞き取りまして、必要に応じて国へ要望していくというようなことなどを行いまして、市町が安心して取り組めるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔42番 中村進一議員登壇〕

○42番（中村進一） 話を聞いておってもなかなか難しいかなという部分はあるんですけども、市町はやっぱり今ある仕事を、全部システムを変えていかんならん。一つ変えるごとに幾らと、めどはつくわけです、計算がつくわけですから、これはもうとてつもないお金になるな、そういったことも含めて非常に不安を持っておられるので、その協議会でいろんな話をしてくれるんだと思いますので、その辺しっかりと進めていただきたいと思えます。

伊勢市も方針も決めて、今、頑張ってみえるようでございますので、そういったいろんなところの話を聞いていただいて、問題が出たら国へきちっと伝えていく、そういったことを申し上げていきたいと思えます。

もう一点聞かせていただきたいのが、関連する話なんですけれども、非

常に私も一番気になっているところでもありますけれども、先ほどの標準化、共通化の話の中で、個人情報保護条例の問題があります。

各市町村は、住民の個人情報を守るために、国に先んじて個人情報保護条例を制定してきました。各地方自治体のデジタル化は、この個人情報保護とセットで進んできておるわけですね。国よりも手厚い個人情報保護条例を制定してきたところであるんですが、今回の法改正では、これら地方自治体の個人情報保護条例を廃止して、国の個人情報保護法に一元化する。そのほうが日本国中の自治体を動かしやすいわけにありますから、それも2年以内に大急ぎでやれということでもあります。全国全ての個人情報保護条例を廃止して、国の個人情報保護法に一本化するということについて、今まで自治体が培ってきた個人情報保護水準が後退してしまうのではないかという心配があります。見方によっては、国の地方自治への侵害にも見えます。

個人情報保護、これからどうなっていくのか、今、県はどのように考えておられるのか聞かせてください。

〔安井 晃戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（安井 晃） 今回の個人情報保護法の改正によりまして、地方公共団体における個人情報の保護水準が後退してしまうのではないかということについてお答えいたします。

まず、改正個人情報保護法につきましては、従前は、個人情報の保護について、民間事業者や国の機関、独立行政法人などの対象ごとに定められていた3本の法律を一本化して、令和3年5月に公布されたものでございます。

改正前の法律では、地方公共団体は、個人情報の保護に関する必要な施策を策定し実施する責務があるとされておりまして、各地方公共団体は独自に条例を制定し運用してまいりましたが、今回の法改正により、議員からも御紹介がありましたように、地方公共団体の個人情報保護制度は、全国共通のルールにより運用されることになりまして、今後条例の改廃等

の手続が必要になっています。

大事な点としまして、今回の改正により、地方公共団体における個人情報保護の保護水準がどう変わるのかということでございますけれども、これについては、個人情報の取扱いに関する三つの観点、具体的には、個人情報の保有、それから利用・提供、そして適正管理、この三つの観点から見ていく必要があると思っております。

例えば、保有の観点では、三重県の条例と法律の規定を比較しますと、県条例では、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならないと定めているのに対しまして、改正法では、法令の定める事務の範囲でのみ保有が認められるという規定となっております。これらは、表現は異なりますけれども、結果として県が保有できる個人情報の範囲は同じ程度になると考えております。

ほかの観点、利用・提供や適正管理の面におきましても、県条例と改正法ではおおむね同じ内容の規定となっております。こうしたことから、県条例と改正法におけます保護水準は基本的に同等であり、保護水準は後退しないものと認識しております。

こうした状況にある中で、改正法の地方公共団体に関する規定につきましては、公布後2年以内に施行されることとなっております。現在、国で法の解釈、運用の詳細を定めるガイドラインを作成しているところでございます。来年の春頃に公表される予定と聞いております。このガイドラインが、実質的な保護水準の確保に一定影響を及ぼす可能性がありますことから、県としては、ガイドラインの検討状況を注視し、その内容について情報収集に努めるとともに、必要に応じまして、他県とも連携しながら国に働きかけるなど個人情報の保護水準が後退しないように取り組んでまいりたいと考えております。

〔42番 中村進一議員登壇〕

○42番（中村進一） 県はあまり影響ない、法律、変わったらそのように対応していくというお話でしたけれども、県も市町も同じ地方自治体であり

ますけれども、市町によって随分格差が、格差というか、進んでいる個人情報情報を大事にしてきた市町もあるわけなので、そこらも全部1本の個人情報保護になっていくということで、それを心配したわけでありますけれども、各市町からいろいろな課題が出てきたら、しっかりと吸い上げていただいて、国に物を言っていく。国に地方自治が侵害されているというのは間違いないので、その辺もしっかりと対応していきたいと思います。

時間が、予定の時間よりやっぱり過ぎてしましまして、オンラインによる電子申請は要望に代えさせていただきます。

これを見ていただければと思います。（パネルを示す）電子申請、今回の様々なオンラインの状況の中で動いているわけでありますけれども、デジタル化社会に向けた取組をスピード感を持って進めていきます。今回、知事もおっしゃっているんですけれども、まずは電子申請、なるべく早く段取りをしていただきたいなということを申し上げておきたいと思います。

これ、伊勢市の広報誌ですけれども、例えば本人確認とかなかなか大変なので、伊勢市の場合はこうやって、中段よりちょっと下のほうですけれども、行政書士なんかの会にお願いして、こういったところと連携して、この場合は書面でありますけれども、そういった対応もしているということで、ぜひこれから電子申請するときは、本人確認の関係もありますので、代理申請の枠なんかも、ぜひ段取りをしていただけたらと思わせていただきます。

また、電子申請の分については、別の機会で申し上げたいと思いますので、今日は要望に代えさせていただきます、時間がなくなってまいりましたので、平和の課題について、これは知事の平和についての思いをぜひ聞かせていただきたいということで、あえて時間を取りました。

今日は、80年前、1941年12月8日ということで、当時の日本海軍が、アメリカ、イギリスを相手に戦争を始め、最終的には310万人の犠牲者が出たということで、二度とそういう状況に日本が行かないようにということで、国にはちゃんと平和外交していただきたいんですけど、地方はやっぱり地

方の役割があるんじゃないかなと思っております。

私、歴代、北川知事、野呂知事、鈴木英敬知事、ずーっと平和についての思いを聞かせていただきました。

まずは、一見知事の、先般、舟橋議員の代表質問のときにもお話をさせていただきましたけれども、非核・平和 空襲展に知事になられる前に顔を出していただきました。そのときに感じられたことを含めて、少しお話をさせていただければと、二、三分残していただくとありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員御指摘のように、80年前の今日、択捉島単冠湾から出撃しました連合艦隊が、真珠湾攻撃を、今日行った日であります。

さきの大戦からもう76年となりましたけど、あの大戦は日本が無謀とも言える戦いに踏み込んでいったものであります。

戦争は国民、とりわけ弱い人々を不幸にするものであります。私たちは、この戦いの悲惨さを決して忘れてはいけないと思います。

先ほど議員から御指摘ありました、国は国として、いかに戦争を防いでいくか。私、国にいた人間として、また安全保障を担当した人間として、その思いがございます。地方は地方で、やはりこの悲惨な戦いを決して風化させないというのが我々に課せられた大きな使命であると思います。

そういう意味では、中村議員のお薦めで見せていただきました今年の8月も伊勢市で開催されました非核・平和 空襲展、非常によい経験をさせていただいたと思っております。

もちろん伊勢市内の空襲の記録、非常に悲惨なものでございました。中でも私が心に残っておりますのは、伊勢市に生まれた詩人、私、それまで知りませんでしたけれども、竹内浩三、天性の才能を持ちながら23歳という若さで戦死してしまったということであります。残された、戦死やあわれ兵隊の死ぬるやあわれで始まる骨のうたうという詩には、故国への思いと生への執着、でも、結局生きられなかったんですね。それが詰まってい

るなと思いました。

前回、舟橋議員の御質問にお答え申し上げましたときに申し上げましたが、知覧の特攻平和館の話を申し上げました。そこでは、若い出撃していく二十歳にもならないような若い子の手紙が残っています。

お父さん、お母さん。お国のために、喜んで死んでいきます。

若い頃は軍国少年なのかなと思いました。違うんです。お父さんやお母さんに心配をさせたくないからあえてそう書いて死んでいった。そんなことを二度とさせてはいけない。それをさせたのは誰か、戦争に踏み切った政治家であると私は思います。

戦争を起こすか否かは政治の覚悟で、決して戦争を起こさないという決意を持って政治に当たらなければいけない。また、戦争がいかに悲惨なものか、この記録を残していくのも政治に課せられた使命であると考えているところでございます。

〔42番 中村進一議員登壇〕

○42番（中村進一） 一見知事には、非核・平和 空襲展、伊勢市で、神宮も攻撃を受けたわけですけども、そのことを残して、若い人たちに平和の尊さを訴えようということで、40年以上ずっと続けている活動の一端を見ていただきました。

今、竹内浩三のお話をさせていただきました。

今日持ってきたんですが、ちょっと紹介させていただきます。（パネルを示す）今の宇治山田高校の前身であります旧制宇治山田中学校の出身でございます。浩三は、本当に生きておったら今年は100歳なんですね。この100年を記念しよう、何かしようということで、彼の死、そして様々な漫画とか作品があるんですけども、そのファンが集まって実行委員会をつくって、その一環として、旧制宇治山田中学校の建っていた跡、船江公園があるのですが、そこへ村田公安委員のうちの会社の近くですけども、そこへ、詩碑を建てようということで、この詩碑を建てたわけでありまして。

この詩を何にしようと思ったんですが、宇治山田高校の生徒たち、中学

生も含めてですけれども、選んでいただきました。

最後に、この詩は本当に命を大切にしようという内容になっております。私はそう感じております。紹介させていただきます。

「生れてきたから 死ぬまで 生きてやるのだ ただそれだけだ 竹内浩三」。

戦時中に生きるということをしつかりと訴えた内容であります。今の時代、本当に命を大切にしていける時代ではないか、そんなことを感じさせていただきましたので、ぜひ、また多くの皆さんに訪れていただければということをお願いしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（稲垣昭義） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時30分開議

開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（青木謙順） 県政に対する質問を継続いたします。

最初に、服部富男議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。22番 稲森稔尚議員。

〔22番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○22番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。

伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

服部富男議員の関連質問ということで、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者支援についてということで質問させていただきたいと思いをします。

まず、厚生労働省は、今年10月に生活困窮者の自立支援を促す自治体の窓口で、2020年度の新規相談受付件数がおよそ79万件に上ったとの結果を公表いたしました。約25万件だった2019年度の3倍を超え、新型コロナウイルス感染症の影響で失業した皆さんによる相談が急増したのが要因と見られています。

福祉事務所に設置する任意の自治体アンケートでは、回答があった507団体のうち8割以上で、個人事業主や解雇、雇止めなどによる非正規雇用労働者からの相談が増えたとのこと。一方で、生活保護の申請件数も今年9月の時点で2万件を超え、5か月連続で前年比増となっています。

まず、コロナ禍で生活にお困りの方が増えて、また大変残念なことに自殺で亡くなられるという方も増えている現状にあります。生活困窮や自殺予防に関する相談実績はどのようになっているか、生活保護の申請件数はどのようになっているかお示してください。

厚生労働省は、12月6日に、年末年始における生活困窮者支援等に関する協力依頼等についてという事務連絡を地方自治体に発出しています。役所が閉まる年末年始も生活困窮や生活保護への相談支援が途切れないようにという趣旨になっています。

そこで、県として、年末年始をはじめ、役所が閉庁する時期における相談支援体制の確保と拡充に向けてどのように対応していくか伺います。あわせて、悩みを抱える方がアクセスしやすくなっているかどうかも含めてお答えいただきたいと思います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） では、まず私のほうからは、自殺の相談の関係で現状を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、令和2年7月からは、

これまで月曜日のみの実施であった自殺予防電話相談を、月曜日から金曜日まで拡充するとともに、こころのケア相談窓口を新たに設置しました。また、11月からは平日の夜、休日も夜間電話相談を開始したというところでございます。

令和3年度も引き続き同様の相談体制を維持するとともに、新たに10月からはSNSを活用した相談窓口も開設しております。こういった相談窓口の拡充をしたこともありまして、令和元年度の相談件数が208件あったのに対して、令和2年度の相談件数は1260件と大幅に増加しております。ただ令和3年度につきましては、10月末現在でございますが、7か月間にもかかわらず昨年度実績を上回る1538件と、さらに増加している状況でございます。

なお、年末年始につきましては、夜間休日電話相談において通常どおり対応できるよう体制を整えているというところでございます。

以上です。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） まず、生活困窮者や生活保護の相談状況についてでございます。

生活困窮者の相談窓口への令和2年度の新規相談件数は9266件となっております。前年度の2928件の約3.2倍に急増しております。本年度の状況を見ましても、令和3年9月までの半年間の新規相談件数が3422件となっております。昨年度よりは少なくはなっておりますけれども、依然として多くの相談が寄せられている状況でございます。

一方、生活保護の開始件数につきましては、令和2年度の実績は1890件でありまして、その前年度と比べますと109%ということで増加をしております。また、本年10月までの実績については1030件と、昨年度とほぼ同数で推移をしているという状況でございます。

それと、年末年始をはじめとする閉庁時等の生活困窮者への相談体制についてということでございますけれども、例年、県の福祉事務所や三重県

生活相談支援センターにおきましては、年末年始の閉庁時でも生活に困窮された方への対応が可能となりますように、庁舎の守衛室ですとか管内市町等の関係機関と緊急連絡体制を確保させていただいておりますのと、それと宿泊施設に緊急利用の協力を依頼するなどの対応を行っております。加えまして、今年は新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえまして、緊急的な生活支援を行うための生活保護費が速やかに支給できるよう県福祉事務所においては、現金の事前準備を行うこととしております。

また、生活保護や生活困窮者支援について、市町においても適切な対応が行われるように緊急連絡網の整備や緊急食糧支援の準備等、必要な支援体制を確保するように改めて要請しているところです。

あわせて、アクセスの向上ということにつきましては、実施されている様々な好事例とかも参考にさせていただいて、引き続き検討を行ってまいりたいと思っております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） しっかり県としてできる体制を整備していただいたり、市町や、あるいは社会福祉協議会とも状況を十分に把握して、途切れないようなそういう体制をつくっていただきたいと思います。

最後ですけれども、非常に知事に興味津々でして、どんな基本姿勢をお持ちなのかなといろいろ聞いてみたいという思いがあって、午前中、中嶋議員の質問の中で、これまでの県政の協働や協創というお話をされる一番最初に、第一義として行政がやらなければいけないことをしっかり言及されていたのがすごい印象的でした。

セーフティーネットは行政の第一義的な使命だと思っていまして、何よりも全ての県民の尊厳を守らなければいけないということ。そして、セーフティーネットは、それはトランポリンにもやがてなり得るという、私は考えを持っています。その辺の知事の基本的な認識を最後に伺っておきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 新型コロナウイルス感染症は、日本経済を大きく圧迫して、通常、年末に困る人が出てくるんですけれども、例年以上に生活困窮者の方が増えたり、あるいは生活保護を受けられる方が増える、また自殺を考える方が増えるという状況になっています。

2008年だったと思いますが、リーマンショックの後、年越し派遣村がございました。ああいうものは、もうできないほうがいいのでありまして、そのために、今回、新型コロナウイルス感染症については、国もそうですが、我々県も、行政機関がしっかりと住民、県民の生活を守る、何よりも安全・安心、命を守っていくということが重要と考えております。

県民にしっかりと寄り添って、あらゆる相談を受けて、残念ながら命を亡くすという方がおられないように対応していく、これが我々行政の使命であります。

また、新型コロナウイルス感染症はそのうち収まると思っていますので、セーフティーネットをしっかりとつくっておけば、収まったときに、また経済が反転することもできると考えておりますので、我々の責務は非常に重いと考えているところであります。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ありがとうございます。

先ほどからもひきこもりの支援が必要な人にしっかりと情報が届かないとかいろんないじめの問題とかいろんな相談窓口で届きにくいというのが十分あるんですけれども、この県庁の中で一番発信力を持っているのがやっぱり知事だと思います。

これから、しっかりそういう先頭に立って、届きにくい人に必要な情報を届くようにそういう発信力ももっと高めていただきたいなということをお願いして関連質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（青木謙順） 次に、中村進一議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。41番 三谷哲央議員。

[41番 三谷哲央議員登壇・拍手]

○41番（三谷哲央） 中村進一議員の自治体のデジタル化で県民はどうなる、このことに関連いたしまして、少しお伺いさせていただきたいと思います。

先ほどデジタル社会推進局長のほうから、DX、デジタルトランスフォーメーションというのは、データとデジタル技術を活用してビジネスモデルや組織を変革することだと、そのような簡単な御説明があったと思います。

このことは、前にも一般質問で少しお話をさせていただきましたが、単に組織が変革するだけじゃなしに、やっぱり社会構造だとか産業構造が大きく変わってくるわけでありまして、当然のことながら労働市場も大きな変化を見せていきます。

世界経済フォーラムでは、このデジタルトランスフォーメーション、DXで約8500万人の方々の職がなくなるという報告もされております。これは、単に世界の労働市場の変化ということだけではなしに、この県庁の中でもその例外ではないと思っています。とりわけ単純労働だとか、ルーチン業務はどんどん、どんどんなくなっていくわけです。それがDXへと取り替わっていくということになってくるわけです。

しかし、職員の仕事がなくなってくるからそれで済むかというそういう話じゃなくて、やはり職員の皆様方のアップスキリングが非常に問われてくるんだろうとこう思っています。

今、最近はやりで、リスキリングだとかリカレント教育だとか、こういう言葉が盛んにビジネスの中で言われています。リスキリングというのは、デジタル化によって新たに生み出される職業や仕事の進め方が大きく変わる職業に就くために必要なスキルを獲得することだそうですし、リカレント教育というのは、生涯にわたって教育と就労のサイクルを繰り返す、こういう教育システムだということなんです。これは、やはり県の職員のアップスキリングを考える上では、この県庁の中でも当然必要なことだと思っておりますが、その辺りのところの対応をお伺いしたいなと思ってい

ます。

これ、デジタル社会推進局長にお伺いするのか、田中デジタル最高責任者CDOにお伺いするのかよく分かりません。これは後で、この方々のすみ分け、権限の中身についてを少し聞かせていただこうかなと思っていますが、まず、田中CDO、いかがですか。

〔田中淳一最高デジタル責任者登壇〕

○最高デジタル責任者（田中淳一） リスキリングとアップスキリング、そしてリカレント教育ということにつきましてですけれども、主に中高年層に必要なものと言われがちな領域だとは思いますが、私は、この新しいデジタル時代をみんなで生き抜いていくという意味では、全世代に必要なものであると考えております。

県庁内では、例えば令和3年度は、全所属でDXについての職場内研修を実施いたしまして、職員間の意識、理解の差の解消を図るとともに、意欲のある職員の方に対してはeラーニングを提供するなど、知識、能力の向上に取り組んでおります。また、みえDXセンターにおいても、リスキリングを専門にした企業であるとか、あるいは専門家の皆さんにも登録いただいております。

今後については、来年度以降のところですが、DX推進の核となる職員の育成を継続していくとともに、各職階ごとに求められるスキルを今整理しておりますので、各階層別の研修にも取り組んでいきたいと考えております。

また、これまでの私が着任いたしまして、約8か月ぐらいの中で様々な事業を進めていく中で気づきといたしましては、やはりリスキリングの前提として、デジタルコミュニケーションへの転換をやはり図っていかなくてはならないんじゃないかと考えておまして、その他、そのデジタルコミュニケーションへ転換していくに当たって必要なスキルとしまして、例えばロジカルシンキングであるとか、あるいはプロジェクトマネジメントであるとか、そういったことについても強化をしていく必要があるん

じゃないかなと考えているところでもあります。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） リカレント教育についての言及がなかったように思いますが、働いていて、また大学なりいろいろそういうしかるべきところに戻って、また勉強して、またそこで培った知識なり技術をまた持ち帰って就労していくというこの繰り返しのサイクルというのは県庁では全くお考えにはなっていないということですか。

〔田中淳一最高デジタル責任者登壇〕

○最高デジタル責任者（田中淳一） リカレント教育について、県としてどのように取り組んでいくかということにつきましては、大変恐縮なんですけれども、私というよりは総務部の所掌かなと思いますので、私のほうで申し上げるのは差し控えたいと思います。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） すみません、DXの関係で職員研修との関係なんですけれども、総務部としてDXを推進するという意味合いは二つ考えていまして、一つは、住民サービスにDXを使うことによって非常に住民の方の負担が軽減されるとかスピードが速くなる、こういった意味でぜひ入れていきたいというのが一つと、それからもう一つは、ルーチン的な部分について、単純作業の繰り返しなので、それは機械でやらせたほうが、それは機械、最も得意な部分なのでそういう部分にはしっかり入れていきたいなど。あと、それで人がその業務にいわゆる職員が当たらなくなった代わりに、職員が職員でしかできない仕事、例えば電話対応とかそういったものをきちっとやっていきたいということで、一生懸命進めているところの関係でございます。もう一つ、DXを推進していくためにはそれをきちっとやっていく職員の育成も必要なので、それについてはデジタル社会推進局と一緒にになって研修しているというところでございますので、すみません、これでよろしく願います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） DXに限らず、リカレント教育は、これから日本にとって非常に重要なところでございます。ただ、残念ながら、私ども、これからリカレント教育、どういうふうに取り組んでいくかということを考えていかなきゃいけませんので、DXは特にやっぱり難しいところでありますので、リカレント教育も必要かなと考えているところでございます。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） 今、各それぞれの御答弁を聞かせていただいて、改めて思うんですが、DXに関していろいろな教育も含めて、本当の責任を持って推進される方がどなたなのか。デジタル社会推進局長なのか、CDOなのか、また、総務部長なのか、最後は知事が御答弁されましたけれども、やはり現場で責任を持って、知事はやっぱり最高責任者として、一番上に座っておられるんだろーと思いますけれども、現場で実際に責任を持って推進される方の権限とすみ分けというのがよく分かりません。とりわけ、田中CDOとデジタル社会推進局長、この権限と役割というのがいまだに分からない。

当初は田中CDOだけだったんですけども、途中からデジタル社会推進局長が置かれたと。この頃、委員会の答弁はひたすら局長がされているというお話ですが、この辺りのところはきちっと整理して、やはり議会にもお示しいただくということが必要だろうと思いますし、どなたが責任を持ってDXを推進していくのかということをやはりこの際明確にさせていただくということを改めて要望させていただいて、終わらせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（青木謙順） 以上で県政に対する質問を終了いたします。

議 案 審 議

○議長（青木謙順） 日程第2、議案第173号を議題といたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○議長（青木謙順） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第173号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認めます。よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
173	令和3年度三重県一般会計補正予算（第15号）

休 会

○議長（青木謙順） お諮りいたします。明9日から22日までは委員会の付託議案審査等のため、休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、明9日から22日までは委員会の付託議案審査等のため、休会とすることに決定いたしました。

12月23日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（青木謙順） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時51分散会